

61. 災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社南関東支社との協力に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社南関東支社(以下「乙」という。)とは、甲府市内で発生した災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した際は、次の事項について相互に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲の避難所の開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便局社員による郵便物の取集及び交付並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布、回収等の必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもの以外の要請のうち、協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

2 乙から甲への具体的な協力については、乙が所管する甲府市内の郵便局から行うものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、法令その他に別段の定めがある場合を除き、協力した者が要した経費については、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額については、適正な方法により算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備するため、相互の防災計画の状況や協力要請事項に関して、必要に応じ協議するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては企画部危機管理室防災企画課長、乙においては甲府中央郵便局総務部長とし、この協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項に規定する連絡責任者に変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

62. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

宏和建设株式会社(以下「甲」という。)、甲運地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で、乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の敷地及び資機材等(以下「甲の敷地等」という。)の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の敷地等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の敷地等を使用するときは、丙が指定する甲運地区内の避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時に乙の住民の避難途上及び甲の敷地等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の敷地等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

63. 避難所等情報提供に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)とファーストメディア株式会社(以下「乙」という。)は、甲府市内における地震、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)の発生に備え、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、甲府市内で災害等が発生した場合に、甲の市民及びその他市内に滞在する者(以下「甲の市民等」という。)に対して、災害時に必要な避難所、避難地、帰宅困難者収容施設その他避難に必要なとなる情報(以下「避難所等の情報」という。)を提供する手段を充実させることを目的とする。

(実施内容)

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の内容を実施する。

- (1) 甲は、乙に対し管内の避難所等の情報を提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された避難所等の情報を乙が作製したスマートフォン専用アプリ「全国避難所ガイド」(以下「避難所ガイド」という。)に掲載する。
- (3) 甲及び乙は、甲の市民等に避難所ガイドを周知する。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく実施内容に関する費用については、無償とする。

(二次利用)

第4条 乙は、第2条に定める実施内容以外に甲から提供された避難所等の情報を使用する場合は、あらかじめ甲に許可を得るものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。但し、期間満了の日の2か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

64. 災害時における相互協力に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と生活協同組合パルシステム山梨(以下「乙」という。)とは、甲府市内で災害が発生した際(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、相互協力に基づく体制の構築を図る中で、災害時における住民生活の早期安定に努めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が選定する物資の供給
- (2) 物資等の輸送業務
- (3) 必要な救援・支援活動

2 前項の要請の手続きは、原則として様式1をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行ない、後日速やかに文書を送付するものとする。

(業務等の決定)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれを受諾し、速やかに当該要請に係る業務等を行うものとする。

2 乙は、前条の要請を受諾し、当該要請に係る業務等を決定したときは、甲に対し口頭により連絡し、事後に様式2を送付するものとする。

(物資の受領)

第4条 甲は、甲が指定した場所において、乙が輸送した物資の品目及び数量を確認の上、受領するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、物資の供給及び輸送業務が終了したときは、様式3をもって速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条の規定による協力要請に基づき発生した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により負担すべき金額については、適正な方法により算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後に、請求するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害時における連絡責任者を定め、この協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項に規定する連絡責任者に変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 輸送業務に従事する者が、当該業務の従事中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

2 前項のほか、甲からの要請により、乙が災害対策基本法に基づく応急措置の業務の従事中に損害を受けた場合は、甲が甲府市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月条例第28号)の規定を適用し、補償するものとする。

(協定事項の発動)

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年2月8日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。 様式省略

65. 大規模災害時における施設の使用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と甲府警察署(以下「乙」という。)は、甲の地域内に大規模な地震、風水害その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合における甲の施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の庁舎が被災して使用不能になった場合又は使用不能になる恐れがある場合(以下「乙の庁舎の被災時」という。)に、乙が次条に定める甲の施設を使用して、警察業務の万全を期すことを目的とする。

(使用する施設)

第2条 乙が使用する甲の施設は、次のとおりとする。

住所 甲府市丸の内一丁目18番1号

名称 甲府市役所本庁舎1階 市民活動室

(要請)

第3条 乙は、乙の庁舎の被災時に、甲に対し、甲の施設の使用を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、口頭により行うものとし、事後に文書を送付するものとする。

3 第1項の要請は、企画部危機管理室防災企画課に行うものとする。

(協力の実施)

第4条 甲は、前条第1項の規定により要請を受けたときは、甲の施設の使用が可能な場合及び甲の業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

2 前条の要請を受諾したときは、口頭により行うものとし、事後に文書を送付するものとする。

(協力期間)

第5条 第3条第1項の規定による要請に基づく使用期間は、当該要請の受諾の日から次の各号のいずれかに該当する日までとする。

(1) 乙の庁舎(仮庁舎を含む。)が使用可能となる日

(2) 甲及び乙が協議して定める日

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定に基づく甲の施設の使用に係る使用料は、甲府市行政財産使用料条例(昭和39年4月条例第19号)第4条の規定により、免除とする。

2 第3条第1項の規定に基づく甲の施設の使用に要する高熱水費は、乙の負担とする。ただし、費用の発生時期及び徴収方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は、本協定の目的以外に甲の施設を使用しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の施設の使用に伴い、当該施設及び甲の所有する財産を損傷又は亡失させたときは、その損害を賠償するものとする。

(免責)

第9条 甲は、第4条第1項の協力の実施にあたり、乙の職員が甲の施設の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 乙は、第5条の規定に基づく協力期間が満了したときは、速やかに甲の施設を原状に復して返還しなければならない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、本協定を解約することができる。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

66. 災害時における畳の提供に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は乙に対して、災害時に畳の提供を受けようとするときは、電話等にて必要な畳の枚数、受領の日時及び場所等を明示して畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急時においては、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

2 乙は前項の要請について特別な事情により実施できない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲の要請を受けたときには、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

(1) 乙は、避難所までの畳の輸送を行うこととするが、災害状況により困難な場合は、甲乙協議のうえ甲が輸送体制の整備を行う。

(2) 甲は、利用後の畳の処分を行う。

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から必要な資料及び情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡の責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて様式1により相手方に報告し、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(2) 前項の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、本協定による要請業務により知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

様式省略

67. 災害時における相互協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と甲府刑務所（以下「乙」という。）は、甲の地域内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において乙の業務に支障のない範囲で、甲に対して次に掲げる協力を行うものとする。

(1) 甲の地域に居住する住民の安全確保 (2) 乙の意思において協力が可能なもの

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表によりその都度相互に通知するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条に基づく乙の協力が必要なときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出するものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請するものとし、事後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

2 乙は、甲の申請に対して、乙が管理する次の施設の全部又は一部の使用を認めるものとする。

(1) 鍛錬所

(2) 乙が認めるその他の施設又は敷地

（要請に基づく措置等）

第5条 乙は、甲からの第4条の申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、当該使用を許可するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 甲は、乙の施設等の提供を受けるときは、同許可書記載の使用条件に従い、その管理に責任を負うものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費を除き、協役に要した経費の負担については、甲乙が協議の上決定するものとする。

（提供期間）

第7条 第2条により乙が甲に施設を提供する場合、その提供期間は1月以内とする。

2 前項に基づく提供期間の更新を必要と認める場合は、甲乙により協議するものとする。

（乙への報告）

第8条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届けるものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、本協定に基づく乙の施設等の提供が満了したとき又は本協定を解除したときは、速やかに原状に復して乙に返還しなければならない。

2 原状回復の範囲は、甲乙の協議により決定するものとする。

3 前項の原状回復に要した費用は、甲が負うものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第11条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知の上、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について疑義が生じた事項又は協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。 様式省略

68. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社山梨支店（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の緊急輸送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資の緊急輸送業務等が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（支援体制の整備）

第2条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、この協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者に変更があった場合は、別表によりその都度通知するものとする。

3 甲及び乙は、本協定を円滑に実施するため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して災害時物資等輸送要請書（別記様式1）により協力を要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項に掲げる事項のほか、物資集積拠点等において物資の保管、管理等を実施するうえで、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する物資集積拠点等に、乙の従業員の派遣を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

2 甲は、乙による輸送が円滑に実施できるよう、情報の提供、燃料の優先供給その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力をを行った場合は、速やかに甲に対し災害時物資等輸送実施報告書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金及び作業料等を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、前2項により定められた費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により業務を中断したときは、乙は当該事業用自動車を交換し、又は人員を補充するなど業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、前項の場合その他業務中に事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第8条 第4条に基づく輸送業務に従事する者（以下「従事者」という。）が、当該業務中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

別表省略

69. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山梨主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の緊急輸送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資の緊急輸送業務等が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（支援体制の整備）

第2条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、この協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者に変更があった場合は、別表によりその都度通知するものとする。

3 甲及び乙は、本協定を円滑に実施するため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して災害時物資等輸送要請書（別記様式1）により協力を要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項に掲げる事項のほか、物資集積拠点等において物資の保管、管理等を実施するうえで、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する物資集積拠点等に、乙の従業員の派遣を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

2 甲は、乙による輸送が円滑に実施できるよう、情報の提供、燃料の優先供給その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、速やかに甲に対し災害時物資等輸送実施報告書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金及び作業料等を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、前2項により定められた費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により業務を中断したときは、乙は当該事業用自動車を交換し、又は人員を補充するなど業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、前項の場合その他業務中に事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第8条 第4条に基づく輸送業務に従事する者（以下「従事者」という。）が、当該業務中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

別表省略

70. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と富岳通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の緊急輸送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資の緊急輸送業務等が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（支援体制の整備）

第2条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、この協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者に変更があった場合は、別表によりその都度通知するものとする。

3 甲及び乙は、本協定を円滑に実施するため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して災害時物資等輸送要請書（別記様式1）により協力を要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項に掲げる事項のほか、物資集積拠点等において物資の保管、管理等を実施するうえで、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する物資集積拠点等に、乙の従業員の派遣を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

2 甲は、乙による輸送が円滑に実施できるよう、情報の提供、燃料の優先供給その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、速やかに甲に対し災害時物資等輸送実施報告書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金及び作業料等を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、前2項により定められた費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により業務を中断したときは、乙は当該事業用自動車を交換し、又は人員を補充するなど業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、前項の場合その他業務中に事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第8条 第4条に基づく輸送業務に従事する者（以下「従事者」という。）が、当該業務中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

別表省略

71. 災害時における支援物資の提供に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「乙」という。）及び協力事業所（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策に対する乙及び丙の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は、災害時において、丙の敷地に設置する倉庫（以下「防災倉庫」という。）に収納する食糧、飲料水等（以下「支援物資」という。）を甲に提供するものとする。

（管理）

第3条 乙及び丙は、防災倉庫に収納する支援物資の管理を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、防災倉庫の鍵を各自保有するものとする。

（要請）

第4条 甲は、災害時において、乙の支援物資を必要とするときは、別表に定める乙及び丙の連絡担当者に対して、口頭で要請するものとする。ただし、要請するいとまがない場合は、乙に対して支援物資の使用内容を事後に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の支援物資を使用するときは、乙に使用の範囲等を確認するものとする。

（費用の負担）

第5条 前条第1項の要請に基づく費用は、無償とする。

（免責）

第6条 乙及び丙は、第2条の規定に基づく支援物資の提供の実施にあたり、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第8条 乙及び丙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第9条 この協定における条項の解釈について疑義が生じた事項、又は協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

72. 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等相談の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族（以下「被災者等」という。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）業務を実施し、災害応急対策の円滑化及び市民生活の安定に資することを目的とする。

（被災者等相談の内容）

第2条 前条に定める被災者等相談は、次に掲げる事項とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) 借金等の債務に関する相談（ただし、その金額が140万円を超えないものに限る。）
- (6) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（実施の要請）

第3条 甲は、災害時において被災者等相談の実施が必要と判断したときは、乙に対し被災者等相談実施要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項に基づく要請を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の会員の中から、被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣実施計画を甲に報告するものとする。

（相談の実施）

第4条 乙は、前条に定める派遣実施計画に基づき、甲が指定する場所に相談員を派遣し、被災者等相談を実施するものとする。

2 乙は、被災者等相談の実施において、他機関等と連携する必要がある場合は、甲に他機関等との調整を申し入れ、調整を行ったうえで被災者等相談を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、前条に定める被災者等相談の実施に係る人件費、調査費及び物件費を負担するものとする。ただし、甲から相談に係る機材、場所等の提供を受ける場合は、この限りではない。

2 乙は、被災者等相談において、相談者から料金を徴収しないものとする。ただし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（体制の整備）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく被災者等相談が円滑に実施できるよう、平常時から被災者等相談責任者を定め、情報交換及び連絡体制の整備に努めるとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（業務中の災害補償）

第7条 被災者等相談において、相談員が業務中に受傷し、及び死亡した場合の災害補償については、甲は負担を負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

73. 災害時における行政書士業務の協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における行政書士業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の被災者に対し乙が必要な支援業務（以下「行政書士業務」という。）を実施し、災害応急対策の円滑化及び市民生活の安定に資することを目的とする。

（行政書士業務の内容）

第2条 行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な次に掲げる業務とする。

- (1) 被災者支援相談業務
- (2) 甲が行う罹災証明書の発行等の災害対応業務に対する乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項による要請を行うときは、行政書士業務協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲が指定する場所に乙の会員を派遣し、行政書士業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、行政書士業務に必要となる人件費及び物件費を負担するものとする。ただし、相談内容により調査等の別途費用が必要となる場合は、相談者から徴収するものとする。

（体制の整備）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に実施できるよう、平常時から業務責任者を定め、情報交換及び連絡体制の整備に努めるとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（業務中の災害補償）

第7条 被災者等相談において、相談員が業務中に受傷し、及び死亡した場合の災害補償については、甲は負担を負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

74. 災害時における被害調査の支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と、昭和測量株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における被害調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、甲が目視で現場の確認が困難な場合等において、乙が無人航空機による空撮調査を実施することで、災害の拡大防止及び被害の早期復旧並びに災害の未然防止に資することを目的とする。

（支援の内容）

第2条 乙の支援の内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 無人航空機による目的地の航空写真及び動画撮影
- (2) 航空写真及び動画撮影データの防災GIS等への取込み

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条の定めによる乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し、無人航空機の空撮調査要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により別表第1に定める担当者に要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、気象条件その他明らかに飛行不能と認められる場合を除き、空撮調査を実施するものとする。

2 乙の無人航空機による空撮調査は、原則として日の出から日没までとする。

（飛行管理）

第5条 乙は、無人航空機の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した空撮調査の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、別表第2に規定する作業料金に基づき、算出するものとする。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、第4条に基づく空撮調査において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

75. 災害時等における人員搬送の支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と株式会社ジャネット（以下「乙」という。）は、災害時における人員搬送の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の支援により、甲が設置する災害対策本部等の事務の統括及び所属職員の指揮監督の早期遂行を図ることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 前条に定める乙の支援は、災害時、別表第1に定める搬送者（以下「搬送者」という。）を、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリ」という。）で、別表第1に定める運航区間を搬送するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条に定める乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し人員搬送要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、文書による暇がない場合は、口頭又は電話等により別表第2に定める担当者に要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けた場合は、気象条件その他明らかに運航不能と認められる場合を除き、支援を実施するものとする。

2 乙は、乙のヘリが使用不能な場合は、他社のヘリコプターを用意するものとする。この場合において、他社のヘリコプターは、乙のヘリとみなすものとする。

（運航管理）

第5条 乙は、運航に必要な航空法上の手続き及び運航管理について、一切の責任を負うものとする。

2 乙のヘリの運航は、原則として日の出から日没までとする。ただし、夜間の運航を必要とするときは、可能な限り対応するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、別表第3に規定する料金に基づき算出するものとする。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、搬送者が乙のヘリに搭乗中又は乗降時に、死亡し、又は受傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、搬送者の故意または重大な過失による場合は、この限りでない。

2 乙は、乙のヘリの運航中の事故により第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、甲の過失による場合は、この限りでない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

76. 災害時等における人員搬送の支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と東邦航空株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における人員搬送の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の支援により、甲が設置する災害対策本部等の事務の統括及び所属職員の指揮監督の早期遂行を図ることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 前条に定める乙の支援は、災害時、別表第1に定める搬送者（以下「搬送者」という。）を、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリ」という。）で、別表第1に定める運航区間を搬送するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条に定める乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し人員搬送要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、文書による暇がない場合は、口頭又は電話等により別表第2に定める担当者に要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けた場合は、気象条件その他明らかに運航不能と認められる場合を除き、支援を実施するものとする。

2 乙は、乙のヘリが使用不能な場合は、他社のヘリコプターを用意するものとする。この場合において、他社のヘリコプターは、乙のヘリとみなすものとする。

（運航管理）

第5条 乙は、運航に必要な航空法上の手続き及び運航管理について、一切の責任を負うものとする。

2 乙のヘリの運航は、原則として日の出から日没までとする。ただし、夜間の運航を必要とするときは、可能な限り対応するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、別表第3に規定する料金に基づき算出するものとする。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、搬送者が乙のヘリに搭乗中又は乗降時に、死亡し、又は受傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、搬送者の故意または重大な過失による場合は、この限りでない。

2 乙は、乙のヘリの運航中の事故により第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、甲の過失による場合は、この限りでない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

77. 風水害時における山梨県立かえで支援学校の避難所の利用に関する 協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県立かえで支援学校（以下「乙」という。）は、風水害時における避難所の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「風水害時」という。）において、乙が所管する施設（以下「乙の施設等」という。）を、甲の地域防災計画に基づき指定する避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の利用の開始等）

第2条 風水害時における避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき避難所として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における避難所の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、避難所の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（避難所の運営マニュアルの整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な避難所の運営の手順等を定めた避難所の運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を整備するものとする。

2 風水害時における避難所の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、防災訓練等において不備が判明した場合は、乙と協議のうえ適宜避難所運営マニュアルの見直しを行うものとする。

（職員の派遣等）

第4条 甲は、避難所としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が避難所の運営に当たるものとする。

2 乙は、避難所の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第5条 甲は、避難所の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め避難所運営マニュアルに定められた事項以外に、避難所の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（避難所として利用できる範囲）

第6条 乙の施設等において、避難所として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても避難所として利用することができるものとする。

（指定避難所の収容人数）

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

（避難所の運営訓練等）

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う避難所の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（物資の備蓄等）

第9条 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、避難所を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第 10 条 避難所の開設期間は、10 日未満とする。

ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第 11 条 本協定に基づき、甲が避難所として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第 5 条 2 号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和 35 年規則第 4 号）別表の第 1 に定めるところにより甲が負担する。

(避難所の利用の終了等)

第 12 条 甲は、避難所としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

78. 災害時等における支援に関する協定書

財務省関東財務局及び財務省関東財務局甲府財務事務所（以下併せて「甲」という。）と甲府市（以下「乙」という。）は、甲府市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下このような場合を「災害が発生した場合」という。）における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、また、甲から乙にする一時滞在施設としての庁舎の提供、利用可能な公務員宿舍及び未利用国有地の提供並びに災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙が行う災害応急対策の迅速かつ円滑な遂行及び市民生活の安定に資することを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害が発生した場合に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（一時滞在施設としての庁舎の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合に公共交通機関の運行停止等により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、安全が確認された甲の施設を、甲の判断で一時滞在施設として開放するものとする。

2 甲は、前項に基づきその施設を帰宅困難者との一時滞在施設として開放する場合、一時滞在施設として利用可能な範囲で、次に掲げる事項について帰宅困難者の支援を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者の甲の施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水及び冷暖房等の提供
- (3) 飲料水、食料、ブランケット及び簡易トイレ等の支援物資の提供
- (4) トイレ及びごみの処理等の施設の衛生管理
- (5) 被害状況並びに道路及び鉄道の運行状況等の情報提供

3 甲の財務事務所が第1項に基づき開放する施設は、甲府合同庁舎1階ロビー、2階共用大会議室及び共用小会議室3とする。当該施設が利用できない場合、甲は、自らが指定するその他の施設を開放するものとする。なお、帰宅困難者の受入れは、床面積2㎡につき1人を目安とする。

4 甲は、本条に定める共用部分に関する庁舎の利用について、管理庁を兼ねるものとする。

（利用可能な公務員宿舍の提供）

第4条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条及び第19条において準用する第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舍を乙に無償で貸し付け、又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な国家公務員宿舍に関する情報を、四半期毎に乙に提供するものとする。

（利用可能な未利用国有地の提供）

第5条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が所有する利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を、四半期毎に乙に提供するものとする。

（災害応急対策に係る職員派遣）

第6条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生した場合に、乙が行う災害応急対策を支援するため、職員を派遣して、次の事務及び作業に従事させるものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）を含む。）
- (2) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

（支援の要請）

第7条 乙は、災害が発生した場合において、第3条から第6条までに定める甲の支援を必要とする場合

は、財務省関東財務局甲府財務事務所総務課に対し、電話連絡等の口頭での要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から前条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続体制を考慮した上で、可能な範囲で支援を実施するものとする。

(費用の負担)

第9条 支援にかかる費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により、乙が負担すべき費用は、乙が負担するものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、災害が発生した場合における支援の実施が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に積極的に協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

79. 災害時等における施設の使用に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と荒川ダム記念館管理組合（以下「乙」という。）は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において乙の施設を、一時滞在施設として使用することにより、地域住民及び観光客等の帰宅困難者の生命の安全確保のため、迅速な避難を行うことを目的とする。

（使用する施設）

第2条 甲が使用する乙の施設及び使用者は次のとおりとする。

住 所 甲府市川窪町583番地

名 称 荒川ダム記念館

使用者 能泉、宮本地区住民、帰宅困難者

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うため、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 甲は災害時等において、第1条に基づく乙の施設の使用が必要なときは、乙に対し施設の使用を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、口頭により行うものとし、事後に文書を送付するものとする。

（一時滞在施設としての使用の開始等）

第5条 乙の施設の設定運営は、甲の責任において行うものとする。

2 使用開始の判断は、甲及び乙が協議して行い、乙の施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲が緊急な対応が必要と判断した場合は、甲の判断に基づき一時滞在施設として開設できるものとする。この場合において、甲はこの事実を速やかに乙に報告するものとする。

4 乙は、第2条に定める乙の施設の鍵を甲に貸与するものとし、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

（職員の派遣等）

第6条 甲は、乙の施設の一時滞在施設としての使用にあたり、職員をできるかぎり速やかに乙の施設に派遣し、当該職員が一時滞在施設の運営に当たるものとする。

2 甲は、乙の施設の一時滞在施設の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（物資の備蓄等）

第7条 甲は、乙の施設の一時滞在施設としての必要な食糧、日常生活用品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について可能な範囲で協力するものとする。

2 甲は、乙の施設を一時滞在施設として開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで運搬するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条第1項の規定に基づく乙の施設の使用に係る費用は、無料とする。

2 乙の施設の使用に要する光熱水費は、甲の負担とする。ただし、費用の発生時期及び徴収方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 甲は、本協定の目的以外に乙の施設を使用しないものとする。

（一時滞在施設の利用の終了等）

第10条 甲は、一時滞在施設としての使用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由及び避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協定の解除）

第12条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、本協定を

解除することができる。

(協議)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

別表省略

80. 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、甲府市内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、市民(市内に避難してきた被災者を含む。以下同じ)に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第1条 甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

(相談担当者の連絡)

第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

3 大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県または他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び法律相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談会を、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

81. 災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条 会長から要請をうけた会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りではない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の協力)

第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

82. 甲府市災害ボランティアセンターの運営に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、甲府市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内に地震や風水害等による災害の発生時、速やかな復旧・復興の支援を目的に、災害ボランティアを混乱なく受け入れ、より効果的かつ効率的な救援活動を展開するために、甲府市地域防災計画に基づき、甲が設置したセンターの運営に関し、必要な事項について定める。

（設置場所）

第2条 センターの設置場所は、甲府市総合市民会館格技場とする。

2 センターの設置場所は、災害の規模及び被災状況等を勘案し、甲乙協議のうえ前項に掲げる場所以外にも設置できるものとする。

（運営の要請）

第3条 甲は、センターを設置したときは、乙に文書によりその運営を要請するものとする。ただし、設置に関し時間的余裕がない場合は、口頭により要請を行うことができるものとする。

（運営の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、運営協力団体を取りまとめて、センターの運営を速やかに実施するものとする。

2 甲及び乙は、別に定める「甲府市災害ボランティアセンター運営マニュアル」により、適切に運営するものとする。

（閉鎖の決定）

第5条 センターの閉鎖時期については、甲が決定する。

2 乙は、センターの閉鎖が決定されたときは、閉鎖に伴う作業を行うとともに、その活動に係る業務を甲に引き継ぐものとする。

（周知）

第6条 甲及び乙は、センターを設置し、又は閉鎖したときは、広く周知するものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条に定めるセンターの運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

（協力活動）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、平常時から情報伝達体制の整備に努めるとともに、甲は、乙が実施する次の施策について支援するものとする。

（1）センターの運営に関する訓練の実施

（2）センターの運営に関する資機材等の整備

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定における条項の解釈について疑義が生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

83. 災害時等における施設の使用に関する協定書

甲斐市（以下「甲」という。）と甲府市（以下「乙」という。）は、乙の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の施設である指定避難所（以下「甲の施設」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が地域住民の迅速な避難及び生命の安全の確保を行う必要がある災害時等において、甲の施設を一時的に避難する施設として使用することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（使用する施設等）

第2条 乙が使用する甲の施設（以下「使用施設」という。）及び乙の利用者は、次のとおりとする。

住 所 甲斐市吉沢233番地2

名 称 吉沢地域ふれあい館

利用者 平瀬町平瀬自治会、平瀬町上野自治会住民

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うためそれぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は災害時等に、甲に対し使用施設の利用を要請するものとする。

2 前項の要請は、口頭により行うものとし、事後に文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 甲は、前条第2項の規定により乙から要請を受けたときは、使用施設の使用開始の判断を甲及び乙が協議して行い、使用施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、甲はこれに協力するものとする。

（使用施設の開設・運営等）

第6条 使用施設の開設・運営等は、甲が行うものとする。ただし、乙が緊急な対応が必要と判断した場合、乙の判断に基づき使用施設を開設・運営できるものとする。なお、この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

2 休日、夜間等における使用施設の開設に備え、甲は第2条に定める使用施設の鍵を乙に貸与するものとし、使用施設の使用が必要となった場合には、甲または乙の職員等が解錠する。

（職員の派遣等）

第7条 乙は、使用施設の使用にあたり、運営を支援するための職員を予め定め、当該職員をできる限り速やかに使用施設等に派遣し、当該職員は使用施設の運営の支援に当たるものとする。

（物資の備蓄等）

第8条 乙は、使用施設の運営に必要な食糧、日常生活用品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）を行うとともに、資機材の備蓄にも努めるものとし、甲は物資の備蓄等に必要な施設の使用について可能な範囲で協力するものとする。

（開設期間）

第9条 使用施設の開設期間は、10日未満とする。

ただし、乙は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲と別途協議するものとする。

（費用の負担）

第10条 使用施設の使用料は、甲斐市使用料徴収条例（平成16年9月日条例第61号）第4条の規定により、免除とする。

2 乙の使用に要する光熱水費は、乙の負担とする。ただし、甲の避難所開設時における費用負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（使用施設の利用の終了等）

第11条 乙は、使用施設の使用を終了する際は原状に復し、甲の確認を受けるものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により使用施設等及び甲が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した乙の住民等が使用施設等及び甲が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、乙はその損害を賠償するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了

の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協定の解除)

第13条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、本協定を解除することができる。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

別表省略

84. 甲府市防災用備蓄食糧の活用に関する業務協定書

甲府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、甲府市防災用備蓄食糧の活用に関する業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲が所有する賞味期限を迎える防災用備蓄食糧を有効活用するため、生活困窮者等に対し、甲及び乙が協議のうえ、効果的かつ効率的に配布することとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の協議を踏まえて、業務を速やかに実施するものとする。

（報告）

第3条 乙は業務を終了したとき、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める業務に要する費用は、甲が負担する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

85. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、甲府市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、甲府市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙が合意した場合を除き有償とする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上、定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。但し、期間満了日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

様式・別紙省略

86. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

長田組土木株式会社（以下「甲」という。）、穴切地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者（以下「乙の連絡担当者」という。）から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者（以下「甲の連絡担当者」という。）に対し、口頭で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用の可否及び使用の範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する穴切地区内の避難所（以下「指定避難所」という。）を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

87. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、原則として、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、原則、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定め「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

様式・別表省略

89. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、原則として、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、原則、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定め「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

様式・別表省略

90. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と、DCM株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、原則として、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、原則、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定め「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

様式・別表省略

91. 災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定

甲府市（以下「甲」という。）とデュオヒルズ甲府管理組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、災害に起因して発生した交通の途絶により帰宅が困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設の一部（以下「協定避難部分」という。）を、一時滞在の用に供するための帰宅困難者支援施設として円滑に使用させることができるよう、当該施設の協定避難部分について必要な事項を定める。

（協定避難部分）

第2条 帰宅困難者支援施設として使用できる協定避難部分は、次に掲げるとおりとする。

- （1）協定避難部分の名称 デュオヒルズ甲府 1階ラウンジ、2階備蓄倉庫ならびに1階多目的便所
- （2）協定避難部分の所在地 山梨県甲府市中央一丁目70番1
- （3）協定避難部分の位置・範囲 別図のとおり
- （4）協定避難部分の面積 ラウンジ53.35㎡ 備蓄倉庫16.99㎡ 多目的便所4.83㎡

（支援の内容）

第3条 甲が乙に対して要請する支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）帰宅困難者に対し、一時滞在の用として協定避難部分を開放すること。
- （2）帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、電気等を提供すること。
- （3）帰宅困難者に対し、乙がテレビ、ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報等を提供すること。

2 前項の支援は、甲より乙に要請があった場合に実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により要請が困難な場合においては、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができるものとする。

3 甲が乙に要請する支援の期間は、3日以内とする。支援の期間が3日を超える場合には、甲は、改めて事前に乙の承諾を得るものとし、乙の承諾が得られない場合には、甲が責任をもって帰宅困難者を引き取るものとする。

4 協定避難部分の内、備蓄倉庫は、共同住宅セキュリティ内に存するため、甲は実施の都合により立ち入る必要が生じた際は乙に依頼し、乙はそれに協力するものとする。

5 甲及び乙は、前4項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（管理方法）

第4条 協定避難部分の管理方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙は、協定避難部分について、物品等の設置等により帰宅困難者が一時滞在する上で支障を生じさせないこと。
- （2）乙は、協定避難部分の維持修繕に関しては、乙の責任において行うこと。
- （3）乙は、協定避難部分の管理者を定め、甲に通知するものとする。また、管理者の変更があった場合には、速やかに甲に通知するものとする。
- （4）甲は、乙より協定避難部分の内、ラウンジの鍵1組の貸与を受け、甲の責任と負担において適切に管理する。万一、実施の都合により甲が乙より貸与された鍵を第三者へ再貸与する際は、事前に甲は乙へ書面にて通知し、乙の承諾を得るものとする。なお、当該鍵の複製はいかなる理由があっても認めない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成30年3月23日から平成31年3月22日までの1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからでも、本協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上この協定を改定することができるものとする。

（承継）

第6条 乙は、「デュオヒルズ甲府」竣工後、協定避難部分を「デュオヒルズ甲府」管理組合へ譲渡することを甲は異議なく承認し、乙は協定避難部分を第三者へ譲渡する際は、この協定を当該第三者へ承継させるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

92. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

横河電機株式会社甲府事業所（以下「甲」という。）、大里地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者（以下「乙の連絡担当者」という。）から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者（以下「甲の連絡担当者」という。）に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する大里地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とするが、状況より甲乙が協議の上、決定するものとする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

93. 災害時等における山梨県立中央高等学校の一時避難所の利用に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県立中央高等学校（以下「乙」という。）は、災害時等における一時避難所の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する施設を、一時避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の利用の開始等）

第2条 災害時等における一時避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難所としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき一時避難所として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における一時避難所の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、一時避難所の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（一時避難所運営マニュアルの整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な一時避難所の運営の手順を定めた一時避難所の運営に関するマニュアル（以下「一時避難所運営マニュアル」という。）を整備するものとする。

2 災害時等における一時避難所の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、一時避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

（職員の配置等）

第4条 甲は、一時避難所としての利用にあたり、職員を速やかに当該一時避難所に配置し、運営に当たるものとする。

2 乙は、一時避難所の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第5条 甲は、一時避難所の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、一時避難所の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（一時避難所として利用できる範囲）

第6条 乙の施設等において、一時避難所として利用できる範囲は、体育館とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、一時避難所として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、前項第1項に定める範囲以外についても一時避難所として利用することができるものとする。

（一時避難所の運営訓練等）

第7条 甲は、乙の施設等を利用して行う一時避難所の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（物資の運搬）

第8条 甲は、一時避難所を開設した際には、必要な物資を指定避難所である甲府市立西中学校の防災倉庫まで確実に運搬するものとする。

（開設期間等）

第9条 一時避難所の開設期間は、10日未満とする。

ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の一時避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

（使用許可等）

第10条 本協定に基づき、甲が一時避難所として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和35年規則第4号）別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

（一時避難所の利用の終了等）

第11条 甲は、一時避難所としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

94. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

医療法人慶友会 城東病院（以下「甲」という。）、琢美地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援と、甲が災害時に行う応急活動に対する乙の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で、乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

2 乙は、乙の生活に支障のない範囲で、甲に対して別表2に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1、別表2に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表3によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者（以下「乙の連絡担当者」という。）から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者（以下「甲の連絡担当者」という。）に対し、口頭で要請するものとする。

2 甲は、災害時において、第2条に基づく乙の支援が必要なときは、甲の連絡担当者から、乙の連絡担当者に対し、口頭で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、別表1に定める支援の提供を受けるときは、甲に支援の可否及び敷地等の使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者（以下、丙の連絡担当者）に伝えるものとする。

2 乙は、甲の敷地等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

3 甲は、この協定に基づき、別表2に定める支援の提供を受けるときは、その旨を乙の連絡担当者及び丙の連絡担当者に伝えるものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の敷地等を使用するときは、丙が指定する琢美地区内の避難所（以下「指定避難所」という。）を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は無償（ただし、医療費は除く。）とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時に乙の住民の避難途上及び甲の敷地等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の敷地等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

2 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、

その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

95. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

鈴与商事株式会社（以下「甲」という。）、東地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づき甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭で要請するものとする。

（供給体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、燃料や地下水（以下、「燃料等」という。）の提供を受けるときは、甲に供給の可否及び供給範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 燃料等の供給場所は、原則、甲が指定するものとする。

3 乙は、燃料等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従うものとする。

（指定避難所との連携等）

第7条 乙は、甲の支援を受けるときは、指定避難所等と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所等を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づき協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲は、本協定に基づき協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第11条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

96. 災害時における遺体安置等の支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と、株式会社ジットセレモニー（以下「乙」という。）とは、甲府市内において地震、風水害等の災害又は大規模な事故等の発生時（以下「災害時」という。）における遺体安置等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に甲が乙の協力を得て市民生活の早期安定を図るため、遺体安置等の支援に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第2条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合は、乙の所有する施設のうち、ジットセレモニー甲府ホールにおいて、次に掲げる事項に関し、可能な限り支援を行うものとする。

(1) 遺体安置場所等の施設開放及び備品や備蓄品（ラジオ・電池・ティッシュ・ミネラルウォーター・プラスチック製バケツなど）の提供

(2) 葬祭に係る火葬資機材等（棺・葬祭用品・ドライアイス・防腐剤・骨壺・骨箱・その他必要な用品）の供給及び遺体搬送

(3) その他必要とする役務の提供

（支援要請）

第3条 甲は、災害時において、乙の支援を必要とするときは、支援要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項に基づく支援要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（支援要請への回答）

第4条 乙は、前条に基づく支援要請を受けたときは、甲に対し速やかに、支援要請回答書（第2号様式）により回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で回答し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、支援業務を実施したときは、甲に対し速やかに、実施報告書（第3号様式）により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が第2条に定める支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、甲が負担する。ただし、第2条第1号に関しては無償とする。

2 前項に定める費用については、災害発生直前における適正価格を基準に甲及び乙が協議し定めるものとする。

（経費の請求及び支払い）

第7条 乙は支援業務が完了したとき、当該支援業務に要した経費を算出し、甲へ請求するものとする。

2 甲は前項の請求を受けた場合には、その内容を確認し、乙に対して当該経費を支払うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、支援業務で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第9条 甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡担当を設置し、連絡担当一覧表（第4号様式）により報告するものとする。なお、連絡担当に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して1年間は延長され、その後も同様とする。

様式省略

97. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

社会福祉法人和告福祉会（以下「甲」という。）、新田地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。

施設名	所在地
養護老人ホーム和告寮	甲府市中村町4-12

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者（以下「甲の連絡担当者」という。）に対し、口頭で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用の可否及び使用の範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する新田地区内の避難所（以下「指定避難所」という。）を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

様式省略

98. 災害時における応急活動の支援に関する協定

株式会社クロスフォー（以下「甲」という。）、国母地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する国母地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

様式省略

99. 災害時における物資の供給協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と株式会社ドン・キホーテ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲府市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち甲が要請した時点において、乙及び市内にある乙の全店舗（次条において「市内店舗」という。）が連携・協力し、供給可能な物資とする。

- (1) 食料品、飲料品、衣料品、日用生活品等の物資
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続）

第4条 第2条の要請は、甲が市内店舗に物資供給をできる状態か確認した後、別紙1に定める「物資発注書」を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

- 2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。
- 3 物資供給可否状態を確認できない場合は、供給できないものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定により物資の供給を実施したときは、速やかに別紙2に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金及び費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに別紙3に定める「連絡責任者届出」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

様式省略

100. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社宗家日本印相協会（以下「甲」という。）、中道地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する中道地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第2条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

様式省略

101. 災害時における施設利用の協力に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）と一般社団法人甲府市地方卸売市場協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲府市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が「甲府市地方卸売市場施設の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき管理を行っている施設（以下「管理施設」という。）を、甲が一時的な避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において管理施設を一時的な避難所として利用する場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙が緊急に対応することが妥当だと判断したときは、管理施設を一時的な避難所として開放するものとする。

この場合において、乙は、解放した旨を速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の要請は、管理施設を所管する部長の名により管理施設の事務局長に対して行うものとする。

3 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡網を整備しておかなければならない。

（発災時の対応）

第3条 乙は、災害時等において、障害物の除去、避難者の誘導その他安全確保のための措置を講じるものとする。

2 前項の措置に伴う管理施設の原状回復費用は、甲が負担することを原則とし、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和35年規則第4号）に定めるところにより甲が負担する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、基本協定書の指定期間である令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲、乙との協議により定めるものとする。

102. 災害時における車両等の移動に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟山梨支部（以下「乙」という。）とは、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第76条の6第3項の規定に基づく緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の移動（以下「車両等の移動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路において車両等の移動を実施するため、甲乙間における基本的な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う業務は、災害時における車両等の移動に関する業務とし、対象とする車両等の重量は3トン以下とする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、この協定に基づく業務の実施について、遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者に変更があった場合は、別表（別記様式1）によりその都度通知するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対しその実施のための協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対し協力要請を行う場合は、車両等移動依頼書（別記様式2）により、次の事項を明らかにして、依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び災害の状況
- (2) 通行障害発生場所
- (3) 通行障害車両の種別及び台数
- (4) 現場担当者の所属、役職及び氏名
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの協力要請に対し、やむを得ない理由がない限り、協力するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、前条の協力要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとし、速やかに車両等の移動を実施するものとする。

2 乙は、車両等の移動を実施する場合は、甲が別途発行する身分証明書を携帯するものとする。

3 乙は、車両等の移動を実施した場合は、車両等移動報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づく甲の要請により、乙が車両等の移動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

（損失補償）

第7条 甲は、乙による車両等の移動の実施に伴い、やむを得ない限度において当該車両等を破損し、又はやむを得ない必要がある場合にその必要な限度において他人の土地を一時使用し、若しくは竹木その他の障害物を処分したときには、法第82条第1項の規定に基づき、これらの処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

様式省略

103. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社ジットセレモニー（以下「甲」という。）、石田地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務及び甲と丙が締結している「災害時における遺体安置等の支援に関する協定書」に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するとき、丙が指定する石田地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

様式省略

104. 防災力向上にかかる相互協力に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の地域内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、防災・減災の取組を促進し、大規模災害に備え、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携及び協力して実施する。

- (1) 災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること。
- (2) 甲が行う防災研修会、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。
- (3) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。
- (5) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

（費用の負担）

第3条 乙が第2条第1項に定めるによる協力をを行うために要した費用については、その都度、甲乙協議する。

（連絡調整）

第4条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、甲乙それぞれに（別表1）調整連絡窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報管理）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

様式省略

105. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

損害保険ジャパン株式会社（以下「甲」という。）、相生地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の施設は、次に掲げる施設とする。

施設名	所在地
損害保険ジャパン鮎川ビル (10階フロア)	甲府市相生 1-4-23

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するとき、丙が指定する相生地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

様式省略

106. 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の市域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、「甲府市地域防災計画」、災害救助法（平成 22 年法律第 118 号）、その他関係法令に基づき、災害時に行う遺体の処理及び埋葬等を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第 4 条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の要請により第 2 条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、乙が実施した第 2 条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第 10 条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

様式省略

107. 災害に係る情報発信等に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲府市内（以下「市内」という）の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、市内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

108. 災害時における応急活動の支援に関する協定

株式会社エヌディエス（以下「甲」という。）、北新地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所として利用する者は、原則、次のとおりとする。

地区名	自治会名
北新地区	万寿森自治会

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する北新地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

109. 災害時における応急活動の支援に関する協定

富岳通運株式会社（以下「甲」という。）、山城地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。

施設名	所在地
富岳通運株式会社甲府物流センター	甲府市小曲町上五割677-7

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づき甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する山城地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づき協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づき甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づき協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

110. 災害時及び感染症発生時における消毒等に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山梨県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大規模な災害又は危険性が高い感染症の発生に伴う、消毒その他の措置の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害（大規模な地震、風水害その他の災害により市保健医療救護対策本部を設置する災害）により防疫活動を実施する場合又は危険性が高い感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び広範囲にわたり発生する感染症等）が発生した場合において、速やかに感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所の消毒、感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがあるねずみ族・昆虫等の駆除その他の措置（以下「消毒等」という。）の実施が、甲においては十分に対応できないときに、乙に消毒等の業務の実施を要請し、感染の拡大を防止することを目的とする。

（業務）

第2条 乙は、甲から消毒等の業務の実施について要請があった場合に、特別な事由がない限り、速やかに消毒等の業務に着手するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、消毒等業務実施要請書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により消毒等の業務に着手したときは、派遣報告書を甲に提出するものとする。

（薬剤等の備蓄）

第3条 乙は、前条第1項の業務に必要な薬剤及び資機材を備蓄するものとする。

（消毒等の実施）

第4条 乙は、第2条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに要請された消毒等の業務実施場所に出動し、消毒等の業務を実施するものとする。ただし、特別な事由により、消毒等の業務の実施ができない場合は、他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て、消毒等の業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により消毒等の業務を完了したときは、消毒等業務完了報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 前条第1項の規定による消毒等の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条に規定する薬剤等の備蓄に係る費用は、乙が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 費用の価格は、消毒等の業務の実施時の直前における市場の適正価格を基準とし、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、消毒等の業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、消毒等の業務を実施する場合に、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（細則）

第9条 この協定の実施に際し必要な事項は、細則で定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

細則省略

111. 洪水等の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）と、中日本高速道路株式会社八王子支社甲府保全・サービスセンター（以下「乙」という。）とは、洪水等において市民等の生命を守るため、乙の管理する中央自動車道（以下「高速道路」という。）の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲府市内に洪水等が発生し、又はその恐れがある場合において、乙が管理する高速道路区域の一部を、避難場所として一時使用することにより、地域住民等が迅速に避難できるようにすることを目的とする。

（使用する施設等）

第2条 甲が使用できる高速道路区域（以下、「使用区域」という。）は、次のとおりとする

使用区域	所在地
乙が管理する高速道路区域のうち別図に示す範囲	甲府市小曲町地内

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、使用区域を第1条の目的以外に使用することはできない。

（使用期間）

第4条 甲が使用区域を使用できる期間は、甲府市内に洪水等が発生し、又はその恐れが生じたときから洪水等による避難の必要がなくなったときまでとする。

（使用料）

第5条 甲が使用区域を使用する場合、乙は、その使用料を徴収しない。

（安全対策）

第6条 甲は、一時使用に当たっては、避難方法及び避難者の安全確保に努めるものとし、具体的な安全対策については、乙と協議して定めるものとする。

（連絡担当窓口）

第7条 甲と乙は、協定を円滑に実施するため、別表1により連絡担当窓口を定め、互いに報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（維持管理）

第8条 甲は、第1条の目的を達成するために、必要な限度で乙の施設を維持管理することができるものとし、その詳細は、別途甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、第3条を遵守するための必要な措置について、乙と協議して定めるものとする。

（道路施設の改造等）

第9条 一時使用に当たり、甲が乙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、あらかじめ乙と協議のうえ、別途道路法に基づく手続き又は必要な協議を行うものとする。

（原形復旧）

第10条 一時使用に起因して道路施設が損傷した場合は、甲は、その負担により原形に復旧するものとする。この場合、その復旧方法については、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第11条 甲は、一時使用、維持管理又は道路施設の改造等により乙に損害を与え、又は第三者と紛争等があったときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争等を処理するものとする。

2 一時使用に伴い発生した事故等について、乙は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲、乙いずれかの申し出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、30日前までに相手側に 対し解除の申し入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙で協議のうえ、処理するものとする。

別表省略

112. 災害時における応急活動の支援に関する協定

山梨ダイハツ販売株式会社（以下「甲」という。）、甲運地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。ただし、山梨ダイハツBCPに準じ、夜間の災害発生時は翌日の対応とする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。各施設の位置については、別図のとおりとする。

施設名	所在地
甲府本社ショールーム①	甲府市横根町48
部品部2階会議室②	
東側車両置き場及び甲府店駐車場③	

3 甲所有の社用車の乙への貸出の規定については、甲の定める代車貸出規定に準ずる。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する甲運地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする 別表省略

113. 災害時における応急活動の支援に関する協定

山梨トヨペット株式会社（以下「甲」という。）、玉諸地区自治会連合会（以下「乙」という。）、里垣地区自治会連合会（以下「丙」という。）及び甲府市（以下「丁」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙、丙及び丁が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務時間中に限り、業務に支障のない範囲で乙及び丙に対して別表1及び2に掲げる支援を行うものとする。ただし、一時避難場所のうち、駐車スペース部分については、業務時間外も避難可能とする。

なお、別表1及び2に掲げる支援内容については、その都度甲、乙、丙及び丁において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。各施設の位置については、別図のとおりとする。

施設名	所在地
① 屋根付き駐車スペース（ショールーム隣接）	甲府市国玉町238番地1
② 研修棟及び北側駐車場	甲府市国玉町230番地1

（連絡担当者）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表3によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙、丙及び丁は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙、丙及び丁の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙及び丙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丁の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙及び丙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙及び丙は、甲の施設等を使用するときは、丁が指定する玉諸地区及び里垣地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丁に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丁は、指定避難所を拠点とし、乙及び丙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丁は、災害時乙及び丙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙及び丙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

2 避難所の施設、設置物等の汚染、損傷破損等に与えた物的・人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、その賠償に当たるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙、丙及び丁に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

別表省略

114. 災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定

甲府市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、甲府市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合又はそのおそれのある場合（以下「災害時等」という。）の協力関係の構築等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等における協力関係構築に資する事項を定め、甲及び乙が連携して、早期の電力復旧等に取り組むことを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、本協定を円滑に実施するための連絡体制を、別途定めるものとする。

2 前項で規定する連絡体制に変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

3 災害時等においては、必要に応じて、乙は甲と協議のうえ、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣し、相互に情報共有する。

4 派遣された乙の職員は、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時等における電力復旧を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

(1) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。

(2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。

(3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報を共有する。

(4) 甲は乙に対し、甲の管理する道路の復旧見込（仮復旧含む）の情報を提供する。

(5) 甲及び乙は、上記以外の事項についても必要な情報は相互提供する。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時等における電力復旧を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請できるものとする。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

① 甲が管理する市道・林道等における、電力復旧の支障となる障害物の除去

② 甲が保有する広報手段の利用要請

③ 甲が所有する施設や駐車場等の利用要請

(2) 甲による乙への主な要請

① 電力復旧に係わる応急措置（非常発電機等の貸出含む）の実施要請

② 乙が保有する広報手段の利用要請

③ 乙が所有する施設や駐車場等の利用要請

3 甲及び乙は、前項の要請を行うときは、様式1により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 甲及び乙は要請があった場合、自ら行う業務に支障の無い範囲において、可能な限り協力するものとする。

5 第2項の作業に伴い発生した事故への対応は、作業を実施した者が、責任を持って行うものとする。

（覚書等の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項等について、別に覚書等で定めることもできるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

別表省略

115. 山梨県ドクターヘリ緊急離着陸場に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「乙」という。）とは、ドクターヘリの緊急離着陸場を確保し、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、強風時等に乙のヘリポートが使用できない場合、甲所有の下飯田防災拠点を緊急離着陸場として確保することにより、搬送時間を短縮させ、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることを目的とする。

（使用する施設等）

第2条 乙が使用できる施設（以下、施設という。）は、次のとおりとする。

施設名	所在地（地番）	合計面積
下飯田防災拠点	甲府市下飯田一丁目 434番8、9、11 437番4、5 440番 442番2、3 686番 686番2、3、4 691番1 694番1 695番、696番	6082.27㎡

（使用条件）

第3条 次の事項を使用条件として定める。

- (1) 施設の利用者への安全確保に十分留意すること。
- (2) 強風時等に乙所有のヘリポートが使用できない場合のみとすること。
- (3) 施設の現状等の変更はしないこと。
- (4) 使用時間は原則8時30分から日没までとすること。
- (5) 使用後は必ず施錠すること。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、施設を第1条の目的以外に使用することはできない。

（連絡担当窓口）

第5条 甲と乙は、運航に際して、別表1により連絡担当窓口を定め、事前に連絡をとることとする。ただし、甲が連絡に応答できなかった場合については、事後の連絡でも施設の使用を可とする。

（甲による連絡）

第6条 甲は、施設を緊急離着陸場として使用できないことが予め判明している場合は、別表1の連絡担当窓口へ事前に連絡すること。

（使用料）

第7条 甲府市行政財産使用料条例第4条第1項第1号及び第2号に基づき、使用料は免除とする。

（原形復旧）

第8条 施設の使用に起因して施設が損傷した場合は、乙は、その負担により原形に復旧するものとする。この場合、その復旧方法については、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、騒音等の苦情、施設の使用に起因した第三者所有物の損傷又は第三者と紛争等があったときは、速やかに甲に届け出て、乙の責任において損害を賠償し、又は紛争等処理するものとする。

2 施設の使用に伴い発生した事故等について、甲は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲、乙いずれかの申し出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（運用の見直し）

第11条 運用開始後、近隣住民等からの意見等があった場合には、甲、乙協議のうえ運用の見直しを行うこととする。

（定めのない事項等の処理）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙で協議のうえ、処理するものとする。

116. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

山梨スズキ販売株式会社（以下「甲」という。）、穴切地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務時間内に限り、業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。ただし、一時避難場所のうち、整備工場2階駐車場及び3階駐車場部分については、業務時間外も避難可能とする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。各施設の位置については、別図のとおりとする。

施設名	所在地
① ショールーム2階会議室	甲府市飯田三丁目9番3号
② 整備工場2階会議室	
③ 整備工場2階駐車場及び3階駐車場部分 (車での乗り入れを可能とする)	

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する穴切地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

117. 災害時等における山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の 一時避難所としての利用に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園（以下「乙」という。）は、災害時等における一時避難所の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する施設を、一時避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の利用の開始等）

第2条 災害時等における一時避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとし、その利用者は、次のとおりとする。

地 区	自治会名
伊勢地区	伊勢地区自治会連合会南ブロック (住吉二丁目西部、住吉二丁目中部、住吉二丁目東部、伊勢南二中央、伊勢南二南部)

2 一時避難所としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき一時避難所として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

（鍵の貸与及び管理等）

第3条 休日、夜間等、乙の職員の不在時における一時避難所の開設に備えて、乙は第8条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、一時避難所の設置が必要となった場合には、甲の職員が解錠する。

2 なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理については、別表1により通知するものとする。

（連絡担当者）

第4条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合又は変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（一時避難所運営マニュアルの整備）

第5条 甲は、第2条第1項の利用者及び乙と協議のうえ、具体的な一時避難所の運営の手順を定めた一時避難所の運営に関するマニュアル（以下「一時避難所運営マニュアル」という。）を整備するものとする。

2 災害時等における一時避難所の設置運営について、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、一時避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、必要に応じて、第2条第1項の利用者及び乙と協議のうえ、一時避難所運営マニュアルの見直しを行うものとする。

（職員の派遣等）

第6条 甲は、一時避難所としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員は一時避難所の運営に当たるものとする。

2 乙は、一時避難所の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第7条 甲は、一時避難所の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、一時避難所の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（一時避難所として利用できる範囲）

第8条 乙の施設等において、一時避難所として利用できる範囲は、次のとおりとする。

災害の種別	フロア	利 用 範 囲
地 震	1階	体育館・トイレ（共用、障害者用）・洗面所、入口廊下
洪 水	2階	G・H・I教室、相談室1・2、個別教室1・2、トイレ、2階廊下

2 前項に定める場所以外についても、乙の許可を得た場合には、一時避難所として利用することができるものとする。

(一時避難所の運営訓練等)

第9条 甲は、乙の施設等を利用して行う一時避難所の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の運搬)

第10条 甲及び第2条第1項の利用者は、一時避難所を開設した際には、必要に応じて、物資や物品等を第2条に掲げる地区の指定避難所である甲府市立伊勢小学校の防災倉庫等から、乙の施設まで運搬するものとする。

(開設期間等)

第11条 一時避難所の開設期間は、7日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、乙と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の一時避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第12条 本協定に基づき、甲が一時避難所として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則（昭和39年規則第13号）及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（平成16年4月管3第3-7号）の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例（昭和39年条例第15号）第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和35年規則第4号）別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(一時避難所の利用の終了等)

第13条 甲及び第2条第1項の利用者は、一時避難所としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年3月 日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

118. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

地建工業株式会社（以下「甲」という。）、大国地区自治会連合会（以下「乙」という。）、大里地区自治会連合会（以下「丙」という。）及び甲府市（以下「丁」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙、丙及び丁が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、業務に支障のない範囲で乙及び丙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙、丙及び丁において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる支援の運用については、甲及び乙並びに丙は、協議を行い決定するものとする。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙、丙及び丁は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙、丙及び丁の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭で要請するものとする。

（受入体制）

第5条 乙及び丙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丁の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙及び丙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙及び丙は、甲の施設等を使用するときは、丁が指定する大国地区及び大里地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丁に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丁は、指定避難所を拠点とし、乙及び丙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丁は、災害時乙及び丙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙及び丙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙、丙及び丁に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

119. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

やまなし県央連携中枢都市圏を構成する甲府市（以下「甲1」という。）、韮崎市（以下「甲2」という。）、南アルプス市（以下「甲3」という。）、甲斐市（以下「甲4」という。）、笛吹市（以下「甲5」という。）、北杜市（以下「甲6」という。）、山梨市（以下「甲7」という。）、甲州市（以下「甲8」という。）、中央市（以下「甲9」という。）及び昭和町（以下「甲10」という。以下10市町を「甲」と総称する。）と山梨県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合における応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、法の基本理念に則り、甲が行う応急活動に対する乙の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（乙の支援）

第2条 災害時において、乙の業務に支障のない範囲で、乙は甲に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、当該支援については、甲及び乙の合意のうえ変更することができる。

（要請）

第3条 災害時、甲が乙の支援を必要とする場合は、甲は乙に対し「支援要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲から乙に電話等により要請し、甲は事後速やかに乙に「支援要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を円滑に実施するための連絡体制を別途定めるものとする。

2 前項で規定する連絡体制に変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（費用負担）

第6条 第2条に基づく支援に関する費用は、無償とする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙等から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第8条 乙は、本協定に基づく支援が困難になる事由が発生した場合は、甲に事前に通知のうえこの協定を解除することができる。

（協議）

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

120. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社サンワライフ保険（以下「甲」という。）、甲運地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる支援の運用については、甲及び乙は、協議を行い決定するものとする。

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する甲運地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表省略

121. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と甲府市消防協力会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、甲が行う災害時等の応急活動に対する乙の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等における甲の要請に基づき、可能な範囲内において、次の各号の支援を行う。なお、支援内容については、その都度甲及び乙において合意のうえ変更することができる。

- （1）指定避難所の運営支援
- （2）被災者の救助等応急活動に必要な協力
- （3）その他、乙の意思において支援が可能なもの

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表1によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 甲は、災害時等において、第2条に基づく乙の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める甲の連絡担当者から、同条に基づき別途定める乙の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（指定避難所との連携）

第5条 乙は指定避難所の支援の際には避難所運営委員と連携して、避難住民の安全確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第8条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義を生じた事項、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表省略

122. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

山梨職業能力開発促進センター（以下「甲」という。）、山城地区自治会連合会（以下「乙」という。）、大國地区自治会連合会（以下「丙」という。）及び甲府市（以下「丁」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙、丙及び丁が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 災害時において、甲は庁内の秩序の維持が可能な範囲で、乙及び丙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲、乙、丙及び丁において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。各施設の位置については、別図のとおりとする。

施設名	所在地
山梨職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山梨）	甲府市中小河原町403-1

（連絡担当者）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙、丙及び丁は、災害時において、第2条に基づく甲の支援を要請するときは、使用許可申請書（別紙様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは前条に基づき別途定める乙、丙及び丁の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭又は電話等により要請するものとし、事後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙及び丙は、この協定に基づき、甲の施設の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丁の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙及び丙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（職員の派遣等）

第6条 丁は、一時避難所の運営に当てるため、職員を速やかに派遣するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丁は、災害時乙及び丙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙及び丙は、本協定に基づく甲の施設提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

2 甲の設備、設置物等に与えた損害については、その損害の帰責理由があるものが、賠償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁で協議のうえ、その賠償に当たるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙、丙及び丁に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表省略

123. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社Wing（以下「甲」という。）、貢川地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務時間中に限り、業務に支障のない範囲で、乙及び丙に対して別表1及び2に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1及び2に掲げる支援内容については、その都度甲、乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる電源供給場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。

施設名	所在地
①BYD AUTO山梨ショールーム	甲府市貢川一丁目5番1号
②北側駐車場	

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表3によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙及び丙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙及び丙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく協力に関する費用は、原則無償とする。

（免責）

第7条 甲及び丙は、乙の住民の移動途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第8条 乙及び丙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

2 甲の施設、設置物等の汚染、損傷破損等に与えた物的・人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙及び丙で協議の上、その賠償に当たるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第11条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表省略

124. 災害時等における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるコンテナモジュールを用いた移動可能な宿泊施設等（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲内において、保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表1によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 甲は、災害時等において、第2条に基づく乙の協力が必要なときは、前条に基づき別途定める甲の連絡担当者から、同条に基づき別途定める乙の連絡担当者に対し、移動式宿泊施設等の避難者受入要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の移動）

第5条 移動式宿泊施設等は、乙が甲の指定する場所へ移動するものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。尚、要請の手続きについては、第4条と同様とする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第7条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第8条 災害時等の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第10条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第11条 この協定に関し、疑義を生じた事項、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

125. 災害時における応急活動の支援に関する協定

トヨタカローラ山梨株式会社（以下「甲」という。）、伊勢地区自治会連合会（以下「乙」という。）、湯田地区自治会連合会（以下「丙」という。）及び甲府市（以下「丁」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙、丙及び丁が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は原則、甲の営業時間中に限り、業務に支障のない範囲で乙、丙及び丁に対して別表1及び2に掲げる支援を行うものとする。

なお、別表1及び2に掲げる支援内容については、その都度甲、乙、丙及び丁において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の敷地及び施設は、次に掲げる施設とする。各施設の位置については、別図のとおりとする。

施設名	所在地
① 1階ショールーム・整備工場	甲府市幸町9番30号
② 2階社員室	
③ 立体駐車場 ※車ででの乗り入れを可能とするが、車両の移動は甲の従業員が行うものとする。	

（連絡担当者）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表3によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 災害時、甲の支援を必要とする場合は、乙、丙及び丁は甲に対し「支援要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は乙、丙及び丁から甲に電話により要請し、事後速やかに甲に「支援要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙及び丙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等（以下「施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丁の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙及び丙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙及び丙は、甲の施設等を使用するとき、丁が指定する伊勢地区及び湯田地区内の指定避難所を通じ、避難住民の安否等の情報を丁に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丁は、指定避難所を拠点とし、乙及び丙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第7条 甲は、第2条に基づき要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、甲が丁の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。甲が車両運搬不可能な場合、甲丁両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

（報告）

第8条 甲は、第2条に基づき要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、丁に対し「支援報告書」（様式第2号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第9条 第2条に基づき協力に関する費用は、原則無償とする。

（補償）

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下の通り取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、その

賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条に規定する。

(車両保険の扱い)

第11条 甲は、外部給電可能な車両の貸与にあたり甲の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、丁は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに甲へその旨を連絡し、甲の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て甲の負担とする。ただし、丁の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め丁の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 乙、丙及び丁は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

(1) 車の取扱いについては甲の指示に従い、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、甲府市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合には、第13条3項に基づき、丁に速やかに報告する。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第13条 甲は、丁から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を丁に提供する。

2 丁は、甲から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、甲に提供する。

3 丁は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに甲に連絡し、甲、丁で対応を協議する。

(免責)

第14条 甲及び丁は、災害時乙及び丙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第15条 乙及び丙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

2 甲が乙、丙及び丁に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び丁が協議の上、決定する。

3 避難所の施設、設置物等の汚染、損傷破損等に与えた物的・人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、その賠償に当たるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙、丙及び丁に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第18条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表省略

126. 災害時等における応急活動の支援に関する協定

甲府市（以下「甲」という。）と山梨県介護・福祉タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、甲が行う災害時等の応急活動に対する乙の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等における甲の要請に基づき、乙の業務に支障のない範囲において、次の各号の支援を行う。なお、支援内容については、その都度甲及び乙において合意のうえ変更することができる。

（1）介護タクシーによる指定避難所から福祉避難所等への避難行動要支援者の緊急輸送

（2）その他、乙の意思において支援が可能なもの

（連絡担当者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表1によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 災害時、甲が乙の支援を必要とする場合は、甲は乙に対し「支援要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は甲から乙に電話又はFAXにより要請できるものとし、甲は事後速やかに乙に「支援要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による支援が終了したときは、支援報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、事故等により甲の要請に応じることができないと判断した時は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づき、乙が実施した緊急輸送業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、災害時等直前における運賃等を基礎として、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、請求書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（職員等の同乗）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の介護タクシーに甲の職員等を同乗させることができる。

（物品の使用）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙の持つ車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャー、呼吸器等の使用を要請するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定に関し、疑義を生じた事項、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

127. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社センティス廿一（以下「甲」という。）、大国地区自治会連合会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

2 別表1に掲げる一時避難場所となる甲所有の施設は、次に掲げる施設とする。

施設名 所在地

施設名	所在地
株式会社センティス廿一	甲府市後屋町363

（連絡担当者）

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

（要請）

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者に対し、口頭及び書面で要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等（以下「甲の施設等」という。）の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、その管理に責任を負うものとする。

（指定避難所との連携等）

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する大国地区内の避難所（以下「指定避難所」という。）を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

（免責）

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

128. 災害時における車両貸与等に関する応援協定書

甲府市（以下「甲」という。）、山梨スズキ販売株式会社（以下「乙」という。）、及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（併せて以下「災害時等」という。）、乙が、甲の要請を受けて、甲に車両の貸与等の応援（詳細は、第1条で定めるものとし、以下「本応援」という。）を実施するにあたり、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本応援の内容）

本応援の内容及び本応援の対象地域は、以下の通りとする。

【内容】

- ・軽商用車（キャリイ・エブリイとする。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
 - ・電気自動車（外部給電可能な車両を指す。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
- 当該軽商用車及び電気自動車を併せて、以下「本車両」という。

【対象被災地域】

甲府市内

第2条（技術活動サポート）

丙は、乙が本協定に則り甲に対して本応援を実施するにあたり適宜必要とするサポートを、乙に対して、丙の費用負担で行うものとする。当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上決定する。

第3条（応援要請）

- 1 甲は、災害時等において本応援の実施が必要と判断した場合、乙に対し、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」により本応援を要請することができる。
なお、緊急を要する場合は、甲の担当者からの電話等の口頭による要請も可とするが、後日書をもって確認するものとする。
- 2 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

第4条（本車両の貸与）

- 1 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、その時点で乙が可能な範囲において、当該要請において指定される本車両を、甲乙協議の上、定める日時及び場所で甲に貸与するよう努めるものとする。
なお、「乙が可能な範囲」とは、甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること、及び安全確保がなされた状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。
- 2 本車両の貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙協議の上延長期間を決定するものとする。
- 3 甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠するものとする。
- 4 甲は、本車両について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項により提出する本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
 - (1) 本車両の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
 - (2) 本車両の全部又は一部を第三者に運転させること。
 - (3) 本車両を改造・改良等し原状から変更を加えること。
- 5 甲乙間で本車両の引渡し及び返却時における本車両の状態確認及び貸与期間等の情報共有は、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

第5条（本車両の用途）

- 1 本車両の甲による使用用途は、以下に限定するものとする。
 - ・軽商用車：原則として、被災地における貨物の運搬
 - ・電気自動車：避難所等における電源供給なお、電源供給に関しては、本車両に備えるACコンセント又は乙・丙が推奨する外部給電器V2L/V2H機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。
- 2 前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。ただし、乙・丙が指定する外部給電器V2L/V2H機器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。
- 3 甲から乙に対し、V2L等の外部給電機の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電機の有無を確認し、甲に回答する。
なお、当該外部給電機単独の貸出は行わないものとする。

第6条（燃料の充填）

本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。ただし、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

第7条（本車両の運転者）

甲は、本車両の運転者について、次条第2項により本車両に対して甲が付保する保険の対象者に限定するものとする。

第8条（貸出期間中の責任/保険の加入）

- 1 乙から甲への本車両の貸与期間中に、本車両の使用により甲又は第三者に生じた一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。ただし、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。
- 2 甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとする。当該保険の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

第9条（故障と紛失等）

甲は、自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。

なお、修理・補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

第10条（返却）

- 1 貸出期間終了後、甲は、甲乙別途協議の上定める場所及び日時にて、本車両を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。
- 2 前項による本車両の返却にあたり甲に生じる費用は、甲の負担とする。

第11条（連絡調整）

甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、本協定に添付する第2号様式「連絡責任者届」により、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに全ての他の当事者に変更内容を通知するものとする。

第12条（定期協議）

本協定に定める事項を円滑に推進するため、また、各当事者の災害発生時の連携強化を継続的に行うため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

第13条（防災訓練）

甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントへの乙の参加を甲が要望した場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

第14条（公表）

甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、別途協議し合意の上決定する。

第15条（協定期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第16条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

参考. 災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき、山梨県知事（以下「甲」という。）が、“会社名”（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が、緊急を要するものである場合において、特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に対して放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を行うことを求めるときに準用する。

(放送の要請の手続き)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して放送の要請をするものとする。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定して放送するものとする。

(市町村長の準用)

第5条 山梨県内の市町村長が、乙に対して、第2条の放送を行うことを求める場合には、この協定を準用するものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定の期間は1年間とし、昭和58年7月1日から適用する。

2 この協定は、甲・乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和58年7月1日

平成2年2月28日

甲 山梨県知事

乙 日本放送協会甲府放送局長
株式会社 山梨放送社長
株式会社 テレビ山梨社長
株式会社 エフエム富士社長

第4節 避難場所 等

1. 避難所開設セット収納備品一覧

	品名	数量	備考
文 房 具 等	シャープペンシル	5 本	
	シャープペン芯(0.5mm)	1 個	40本入
	マジック(黒)	1 本	
	マジック(赤)	1 本	
	カッター	1 本	
	ホッチキス	1 個	
	ホッチキス針	1 箱	
	クリップボード	3 個	
	ビニールひも	1 巻	
	メモ用紙	1 冊	
	白紙(A4)	1 束	500枚入
	布粘着テープ	1 巻	
	軍手	1 束	12入
	グリップ蓄電ライト	1 台	
	電卓	1 台	
	デスクトレイ(A4)	1 個	
	避難所吊看板	1 巻	
	ビブス	21 着	千代田・上九一色(14着)
	災害時特設公衆電話	1 ~ 2台	
	防災ラジオ	1 台	
緊急地震速報機	1 台		
様 式	封筒(大)	5 枚	
	封筒(小)	20 枚	
	避難所運営マニュアル	2 部	
	避難所記録用紙	50 枚	
	避難者名簿	500 枚	
	避難所状況報告書	10 枚	
	取材者用受付用紙	10 枚	
	物資受払簿	20 枚	
	食料依頼伝票	20 枚	
	物資依頼伝票	20 枚	
	郵便物等受け取り帳	20 枚	
	外泊届用紙	25×2 枚	

2. 災害時の指定避難場所一覧

1 避難地 (62) ※災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所

番号	避難場所名	洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫	所在地
1	総合市民会館駐車場		○	○	○	○	青沼三丁目5-44
2	青葉スポーツ広場 グラウンド		○	○	○	○	青葉19-1
3	イーストモールバリオ 駐車場		○	○	○	○	朝気三丁目1-12
4	山梨学院大学 第3駐車場		○	○	○	○	酒折二丁目4-5
5	県立青少年センター 駐車場・グラウンド	○	○	○	○	○	川田町517
6	甲斐清和高等学校 里吉グラウンド		○	○	○	○	里吉二丁目7
7	玉諸公園		○	○	○	○	向町568
8	へいりん荘 敷地		○	○	○	○	向町568
9	市立図書館駐車場	○	○	○	○	○	城東一丁目12-33
10	教育研修所駐車場 ゲートボール場	○	○	○	○	○	城東一丁目12-28
11	オギノ城東店駐車場		○	○	○	○	城東四丁目3-17
12	県立大学(飯田) グラウンド		○	○	○	○	飯田五丁目11
13	県営飯田野球場 グラウンド	○	○	○	○	○	飯田五丁目11-1
14	J Aパーキング協同駐車場		○	○	○	○	宝一丁目1
15	YCC県民文化ホール 駐車場		○	○	○	○	寿町26-1
16	荒川緑地 (千秋橋上流右岸)		○	○	○		高畑一丁目
17	南西第一公園		○	○	○	○	上石田三丁目1865
18	南西第三公園		○	○	○	○	下石田二丁目275
19	南西第四公園		○	○	○	○	下石田二丁目62
20	荒川緑地 (音羽橋下流右岸)		○	○	○		荒川二丁目
21	東海甲府高等学校 グラウンド	○	○	○	○	○	金竹町1-1
22	県立大学(池田) グラウンド	○	○	○	○	○	池田一丁目6-1
23	下飯田防災拠点		○	○	○		下飯田一丁目434-8外
24	池田公園	○	○	○	○	○	中村町471-3

25	貢川団地 8号館 東側空地		○	○	○	○	下河原町3
26	貢川団地 4号館 南側空地		○	○	○	○	下河原町3
27	貢川団地 37号館 東側空地		○	○	○	○	下河原町3
28	貢川団地 29号館 南側空地		○	○	○	○	下河原町3
29	八幡神社境内		○	○	○	○	富竹三丁目4-53
30	笠屋神社境内		○	○	○	○	徳行五丁目1-1
31	県立美術館広場	○	○	○	○	○	貢川一丁目4-27
32	南西第二公園		○	○	○	○	貢川本町1784
33	オギノ貢川店駐車場		○	○	○	○	徳行一丁目2-18
34	荒川緑地 (千秋橋上流左岸)		○	○	○		伊勢一丁目
35	荒川緑地 (新平和橋下流左岸)		○	○	○		伊勢四丁目
36	住吉区画整理3号公園		○	○	○	○	住吉四丁目3036
37	地方卸売市場駐車場		○	○	○	○	国母六丁目5-1
38	荒川緑地 (千秋橋下流右岸)		○	○	○		高畑三丁目
39	国母南公園	○	○	○	○	○	国母八丁目2452
40	オギノ国母店駐車場		○	○	○	○	大里町5016
41	小瀬スポーツ公園		○	○	○	○	小瀬町840
42	商科専門学校	2Fの 階段 屋上	○	○	○	○	西下条町1020
43	堀之内南公園		○	○	○	○	堀之内町961
44	アイメッセ山梨 軒下・駐車場		○	○	○	○	大津町2192-8
45	浄化センターグラウンド		○	○	○	○	大津町1645
46	附属小中学校グラウンド	○	○	○	○	○	北新一丁目4-2
47	附属小中学校テニスコート	○	○	○	○	○	北新一丁目4-2
48	緑が丘スポーツ公園		○	○	○	○	緑が丘二丁目8-1
49	山梨大学グラウンド(東)	○	○	○	○	○	大手二丁目1
50	山梨大学グラウンド(北)	○	○	○	○	○	大手二丁目2
51	武田神社境内	○	○	○	○	○	古府中町2611外

52	和田堀公園	○		○	○	○	和田町2966
53	荒川緑地(音羽橋下流左岸)		○	○	○		音羽町
54	千塚公園	○	○	○	○	○	千塚三丁目2238-1外
55	昇仙峡さわらび駐車場	○	○	○	○	○	平瀬町3221
56	黒平小学校跡地	○	○	○	○	○	黒平町
57	駿台甲府高等学校 グラウンド	○	○	○	○	○	塩部二丁目8-1
58	甲府市歴史公園	○	○	○	○	○	北口二丁目170-3外
59	八幡神社境内	○	○	○	○	○	宮前町6-47
60	寿宝第一公園		○	○	○	○	寿町26
61	ダイタ駅前 第一・第二駐車場		○	○	○	○	丸の内二丁目52外
62	中央公園		○	○	○	○	中央一丁目11

2 指定避難所兼避難地(60) ※災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所及び
災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所

No.	名称	区分	洪水	土砂 災害	地震	大規 模火 災	内水氾 濫	住所
1	東小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	朝氣一丁目14-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
2	里垣小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	善光寺二丁目7-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
3	東中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	東光寺二丁目8-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
4	甲府東高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	酒折一丁目17-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
5	甲運小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	川田町65-2
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
6	東部市民センター	指定避難所	○	○	○	○	○	和戸町955-1
		避難地	○	○	○	○	○	
7	玉諸小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上阿原町491

		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
8	山梨県自治会館	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	蓬沢一丁目 15-35
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
9	善誘館小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	朝気一丁目 2-52
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
10	甲府市役所西庁舎 (旧穴切小学校) ※	指定避難所		○	○	○	○	宝二丁目 8-19
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
11	西中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	飯田五丁目 13-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
12	石田小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上石田三丁目 6-31
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
13	南西中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上石田四丁目 10-8
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
14	池田小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	長松寺町 7-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
15	甲府城西高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	下飯田一丁目 9-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
16	甲府西高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	下飯田四丁目 1-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
17	新田小学校※	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	新田町 12-28
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
18	富竹中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	富竹四丁目 5-8
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
19	貢川福祉センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	徳行三丁目 12-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
20	貢川小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	貢川本町 8-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	

21	西部市民センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	長松寺町 12-30
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
22	湯田小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	湯田一丁目 8-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
23	伊勢小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	伊勢二丁目 16-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
24	南中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	湯田二丁目 21-24
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
25	国母小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	国母四丁目 1-10
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
26	南西部市民センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	国母六丁目 4-2
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
27	大国小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	後屋町 150
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
28	上条中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	古上条町 95
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
29	甲府商業高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上今井町 300
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
30	甲府南高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	中小河原町 222
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
31	山城小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上今井町 474-2
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
32	環境センター管理棟	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	上町 601-4
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
33	南部市民センター	指定避難所		○	○	○	○	下今井町 15
		避難地	屋上	○	○	○	○	
34	大里小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	大里町 3785-2
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	

35	城南中学校	指定避難所		○	○	○	○	大里町 2590-1
		避難地	2F 3F	○	○	○	○	
36	中道南小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	下向山町 4366
		避難地	○	○	○	○	○	
37	中道北小学校	指定避難所		○	○	○	○	上曾根町 3368-36
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
38	笛南中学校	指定避難所		○	○	○	○	下曾根町 270
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
39	中道スポーツ広場体 育館	指定避難所	○	○	○	○	○	下向山町 946
		避難地	○	○	○	○	○	
40	上九一色出張所	指定避難所		○	○	○	○	古関町 1158
		避難地		○	○	○	○	
41	北中学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	大和町 4-35
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
42	甲府第一高等学校	指定避難所	○	○	○	○	○	美咲二丁目 13-44
		避難地	○	○	○	○	○	
43	北新小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	北新一丁目 5-1
		避難地	○	○	○	○	○	
44	相川小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	古府中町 1501
		避難地	○	○	○	○	○	
45	北東中学校	指定避難所	○	○	○	○	○	大手二丁目 4-18
		避難地	○	○	○	○	○	
46	千塚小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	千塚一丁目 2-16
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
47	北部市民センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	湯村三丁目 5-20
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
48	羽黒小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	羽黒町 527
		避難地	○	○	○	○	○	
49	山宮福祉センター	指定避難所	2F	○	○	○	○	山宮町 383-1
		避難地	2F	○	○	○	○	
50	北西中学校※	指定避難所		○	○	○	○	山宮町 538
		避難地	2F 3F 屋上	○	○	○	○	
51	千代田小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	下帯那町 3034-2

		避難地	○	○	○	○	○	
52	舞鶴小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	丸の内二丁目 35-5
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
53	中央部市民センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	丸の内三丁目 26-16
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
54	富士川悠遊館	指定避難所	○	○	○	○	○	中央三丁目 3-1
		避難地	○	○	○	○	○	
55	朝日小学校※	指定避難所	○	○	○	○	○	塩部一丁目 4-1
		避難地	○	○	○	○	○	
56	甲府工業高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	塩部二丁目 7-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
57	新紺屋小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	武田一丁目 3-34
		避難地	○	○	○	○	○	
58	北東部市民センター	指定避難所	○	○	○	○	○	武田三丁目 1-6
		避難地	○	○	○	○	○	
59	甲府市役所南庁舎 (旧相生小学校)	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	相生二丁目 17-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
60	甲府市役所南庁舎別 館 (旧自治研修セン ター)	指定避難所		○	○	○	○	相生一丁目 9-7
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	

※甲府市役所西庁舎（旧穴切小学校）の洪水時の避難地は西館のみ使用可。

※北西中学校の洪水時の避難地は南側校舎のみ使用可。

※洪水時、新田小学校は南棟、朝日小学校は体育館及び東棟は使用不可。

3. 協定による一時避難所一覧

協定 No.	名称	協定先	協定地区	住所
43	(株)坂本建運 敷地内	(株)坂本建運	千塚地区	甲府市富士見1-20-11
45	山梨積水(株) 敷地内	山梨積水(株)	大国地区	甲府市上条新居町300
47	齋藤建設(株) 敷地内	齋藤建設(株)	東地区	甲府市青沼2-11-22
48	(株)ホンダ四輪販売甲信 敷地内	(株)ホンダ四輪販売甲信	国母地区	甲府市国母6-3-10
49	(株)早野組 敷地内	(株)早野組	里垣地区	甲府市東光寺1-4-10
59	地建工業(株) 敷地内	地建工業(株)	大里地区	甲府市大里町2141-1
62	宏和建设(株) 敷地内	宏和建设(株)	甲運地区	甲府市横根町472-1
67	甲府刑務所 敷地内	甲府刑務所		甲府市堀之内町500
77	山梨県立かえで支援学校	山梨県立かえで支援学校		甲府市東光寺2-25-1
79	荒川ダム記念館	荒川ダム記念館管理組合		甲府市川窪町583
83	甲斐市吉沢地域ふれあい館	甲斐市		甲斐市吉沢233-2
86	長田組土木(株) 敷地内	長田組土木(株)	穴切地区	甲府市飯田4-10-27
92	横河電機(株)甲府事業所 敷地内	横河電機(株)甲府事業所	大里地区	甲府市高室町155
93	山梨県立中央高等学校	山梨県		甲府市飯田5-6-23
94	(医)慶友会 城東病院 敷地内	(医)慶友会 城東病院	琢美地区	甲府市城東4-13-15
95	鈴与商事(株) 敷地内	鈴与商事(株)	東地区	甲府市朝気3-22-10
97	養護老人ホーム和告寮	(福)和告福祉会	新田地区	甲府市中村町4-12
98	(株)クロスフォー 敷地内	(株)クロスフォー	国母地区	甲府市国母7-11-4
100	(株)宗家日本印相協会 敷地内	(株)宗家日本印相協会	中道地区	甲府市上曾根町朝日4011
101	(一社)甲府市地方卸売市場協会 敷地内	(一社)甲府市地方卸売市場協会		甲府市国母6-5-1
103	(株)ジットセレモニー 敷地内	(株)ジットセレモニー	石田地区	甲府市高畑2-19-2
104	損害保険ジャパン鮎川ビル	損害保険ジャパン(株)	相生地区	甲府市相生1-4-23

108	(株)エヌディエス 敷地内	(株)エヌディエス	北新地区	甲府市大和町1-48-1
109	甲府物流センター	富岳通運(株)	山城地区	甲府市小曲町上五割677-7
111	高速道路区域 (五割川橋～蛭沢川橋間)	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター	山城地区	甲府市小曲町地内
112	①甲府本社ショールーム ②部品部2階会議室 ③東側車両置き場及び甲府 店駐 車場	山梨ダイハツ販売(株)	甲運地区	甲府市横根町48
113	①屋根付き駐車場スペース (ショールーム隣接) ②研修棟及び北側駐車場	山梨トヨペット(株)	玉諸地区 里垣地区	甲府市国玉町238-1
116	①ショールーム2階会議室 ②整備工場2階会議室 ③2階屋上 ④3階屋上	山梨スズキ販売(株)	穴切地区	甲府市飯田3-9-3
117	うぐいすの杜学園 敷地内	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園		甲府市住吉2-1-17
118	地建工業(株) 敷地内	地建工業(株)	大国地区 大里地区	甲府市大里町1998番1外3筆
120	(株)サンワライフ保険 敷地内	(株)サンワライフ保険	甲運地区	甲府市桜井町336-1
122	山梨職業能力開発促進センター 敷地内	山梨職業能力開発促進センター	山城地区 大国地区	甲府市中小河原町403-1
125	①1階ショールーム・整備工場 ②2階社員室 ③立体駐車場	トヨタカローラ山梨株式会社	伊勢地区 湯田地区	甲府市幸町9-30

※各協定によっては使用できる地区、時間帯等が限られている場合があります。

※詳細については各協定を参照

4. 福祉避難所一覧

1 介護保険認定者

名称	運営主体	住所	連絡先	土砂	水害
奥湯村指定介護老人福祉施設	(福)奥湯村福祉会	羽黒町1657-5	055-253-1165		○
快晴苑	(福)大寿会	大津町333	055-243-3939	○	
指定介護老人福祉施設 コスモ	(福)いきいき倶楽部	下向山町1280-1	055-266-8000	○	○
桜井寮	(福)甲府市民生福祉会	桜井町558	055-232-8261	○	○
サテライト特養尚古園	(福)善隣会	中央1-16-2	055-237-3650	○	
春光園	(福)心和会	増坪町681	055-241-3111	○	
特別養護老人ホーム 尚古園	(福)善隣会	和田町2948-6	055-253-7231		○
特別養護老人ホーム 清栄なでしこ荘	(福)清翔会	横根町554	055-221-1200	○	○
トリアス	(福)和人会	国玉町951-1	055-223-3303	○	
介護老人福祉施設 風林荘	(福)さくら会	宮原町1191	055-241-5656	○	
特別養護老人ホーム ロイヤルあかし	(福)日新会	上町2473	055-226-6580	○	
特別養護老人ホーム 和久園	(福)和告福祉会	中村町11-18	055-226-3280	○	
特別養護老人ホーム 志麻の郷・湯村	(福)ひかりの里	湯村3-11-10	055-242-6300	○	
特別養護老人ホーム わかやなぎ	(福)裕良会	池田1-1-1	055-255-3311	○	
地域密着型介護老人福祉施設 パティオ蓬沢	(福)シーアンドシー福祉会	蓬沢1-7-35	055-287-7676	○	
特別養護老人ホーム ソレイユ甲府	(福)富士厚生会	西高橋町277	055-236-2266	○	
特別養護老人ホーム 和楽 W A R A K U	(福)山梨檜の会	大和町3-6	055-252-2100	○	
指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所 コスモ・アンシア	(福)いきいき倶楽部	相生3-3-14	055-221-8000	○	
甲府城南ケアセンター	(福)敬誠会	上曾根町185番地	055-240-1165	○	
特別養護老人ホームいけだ の里	(福)やまなし勤労者福祉会	下飯田1-2-17	055-236-3530	○	
特別養護老人ホーム風林荘 別館	社会福祉法人さくら会	宮原町1227-1	055-236-8115		○
特別養護老人ホームオアゾS やましろ	社会福祉法人さくら会	上町916-2	055-225-5630		○
介護老人保健施設 甲府相川ケアセンター	(福)山梨檜の会	塚原町359	055-252-1600		○
フルリール甲府	(医)健栄会	大津町1509-1	055-244-0202	○	

介護老人保健施設 甲府かわせみ苑	(福)清翔会	横根町554	055-222-2900	○	
介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター	(医)立星会	住吉5-24-14	055-241-3333	○	
介護老人保健施設 NAC湯村	(医)共生会	湯村3-15-13	055-253-2200	○	
グループホーム山径	(福)善隣会	和田町2948-6	055-255-1217		○
尚古園デイサービスセンター	(福)善隣会	和田町2948-6	055-255-1215		○
愛の家グループホーム 甲府後屋	メディカル・ケア・サービス(株)	後屋町97-1	055-242-0551	○	
愛の家グループホーム 甲府増坪	メディカル・ケア・サービス(株)	増坪町338	055-242-0655	○	
医療法人笹本会グループ ホームおおくにの家	(医)笹本会	大里町5323	055-220-2111	○	
グループホームあかし	(福)日新会	上町2473	055-226-6580	○	
グループホーム青沼	(福)千歳会	青沼2-23-1	055-233-5158	○	
グループホームおおさとの 憩	(株)フロンティアの介護	大里町3375-1	055-242-2072	○	
グループホーム めだかの学校シニア	(福)ひかりの里	武田1-3-23	055-255-3611	○	○
グループホームドリーム	ドリームワークス(有)	川田町367-1	055-232-9889	○	
グループホームわかば	(福)緑栄会	古上条町163-1	055-243-1001	○	
甲府ケアセンターそよ風	(株)SOYOKAZE	富竹3-3-5	055-236-6266	○	
グループホーム花みずき	(株)さい	上阿原町526-1	055-237-4881	○	
グループホーム めだかの学校悠ゆう	(福)ひかりの里	武田2-8-17	055-255-6011	○	○
しあわせホーム甲府	(福)清長会	城東3-7-11	055-228-8010	○	
グループホーム めだかの学校湯村	(福)ひかりの里	湯村3-11-10	055-242-6300	○	
グループホーム ふるかみの家	(福)笹の葉会	古上条町424-5	055-243-1122	○	
グループホーム めだかの学校千塚公園西	(福)ひかりの里	千塚3-9-31	055-252-1123	○	
グループホーム宿の里	(有)鈴の音	右左口町805-6	055-287-9100	○	○
風林荘グループホーム	(福)さくら会	宮原町1191	055-241-5656	○	
愛の家グループホーム 甲府住吉	メディカル・ケア・サービス(株)	住吉本町1398-1	055-236-3050	○	
やさしい手甲府西茶論	(株)やさしい手甲府	上石田1-7-14	055-236-5504	○	
やさしい手小瀬事業所 けやきの森茶論	(株)やさしい手甲府	上町339-2	055-244-1165	○	
小規模多機能型居宅介護 めだかの学校悠ゆう	(福)ひかりの里	武田2-8-17	055-255-6011	○	○

小規模多機能ホームわかまつ	(福)やまなし勤労者福祉会	若松町6-35	055-223-8105	○	
ラ・ナシカ・こうふ	(株)シダー	荒川1-3-26	055-255-6233	○	
ハートピア横根	(福)ひかりの里	横根町1173-7	055-236-3335		○
ショートステイたから	(福)やまなし勤労者福祉会	宝1-4-16	055-223-8103	○	
グループホームこころ飯田	(株)アバンセライフサポート	飯田3-5-3	055-221-7720	○	
特別養護老人ホームらくえんリニア甲府	社会福祉法人寿真会	高室町573番地	055-288-1394	○	

2 高齢者

名称	運営主体	住所	連絡先	土砂	水害
甲府市玉諸福祉センター	甲府市	向町568	055-235-3672	○	
甲府市貢川福祉センター	〃	徳行3-12-1	055-222-0310	○	
甲府市山宮福祉センター	〃	山宮町383-1	055-253-6338	○	○
甲府市相川福祉センター	〃	古府中町6019	055-254-5688	○	○
甲府市相生福祉センター	〃	相生2-17-1	055-226-3798	○	

3 障害者

名称	運営主体	住所	連絡先	土砂	水害	
身体的精神	甲府市障害者センター	社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団	東光寺1-10-25	055-222-0741	○	○
	向徳舎	社会福祉法人 園樹会	向町277	055-223-2500	○	
	エスペランサ	社会福祉法人 幸生会	西高橋328-1	055-244-2566	○	
	ホープステーション	社会福祉法人ホープ会	富竹1-12-11	055-226-2850	○	
	ゆうき工房	社会福祉法人ゆうき会	飯田1-3-19	055-228-4411	○	
	千代田荘	社会福祉法人 清長会	下帯那町3215-1	055-251-8450		○
	あずま太陽の家	社会福祉法人 山梨太陽の家	羽黒町1272-1	055-253-3711		○
知的身体	きぼうの家	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	西油川町117-1	055-288-8081	○	
知的視覚精神	青い鳥成人寮	社会福祉法人 山梨ライトハウス	下飯田2-10-1	055-224-5060	○	

知的精神	すみよし生活支援センター	公益財団法人 住吉偕成会	住吉4-7-27	055-221-0071	○	
	ハピアすみよし	公益財団法人 住吉偕成会	住吉4-11-5	055-221-0073	○	
	支援センターみさき	医療法人 山角会	美咲1-8-5	055-251-7611	○	○
	麦の家	社会福祉法人 友好福祉会	心経寺町490-1	055-266-3976		○
知的	ピース工房なかみち	社会福祉法人ピースの 会	右左口町1257-6	055-266-7339	○	○

4 乳幼児・妊産婦

名称	運営主体	住所	連絡先
中央部幼児教育センター	甲府市	上石田3-6-31	055-224-5455
北部幼児教育センター	〃	岩窪町261	055-220-3398
中央保育所	〃	中央3-3-1	055-233-2896
北新保育所	〃	北新1-1-23	055-252-3983
甲運第一保育所	〃	川田町121	055-233-3851
玉諸保育所	〃	蓬沢町1247	055-233-9044
中道保育所	〃	下向山町988-1	055-266-4037

5. 医療救護所一覧【市役所、地域医療センター、健康支援センター及び指定避難所】

東部ブロック（塚美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区）

医療資機材 配備箇所	東部ブロック（8）避難所		所在地	連絡先	備考
◎	1	東小学校	朝気一丁目14-1	055-233-4468	兼用※1
	2	里垣小学校	善光寺二丁目7-1	055-233-2406	兼用
	3	東中学校	東光寺二丁目8-1	055-233-1379	兼用
	4	甲府東高等学校	酒折一丁目17-1	055-237-6931	兼用
◎	5	甲運小学校	川田町65-2	055-232-3953	兼用
	6	東部市民センター	和戸町955-1	055-235-0611	兼用
◎	7	玉諸小学校	上阿原町491	055-233-2447	兼用
	8	善誘館小学校	朝気一丁目2-52	055-233-4809	兼用

※1 兼用とは、校庭、駐車場等が避難地(117箇所)に指定されている場合。

西部ブロック（穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区）

医療資機材 配備箇所	西部ブロック（12）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	市役所西庁舎(旧穴切小)	宝二丁目8-19		兼用
	2	西中学校	飯田五丁目13-1	055-222-1378	兼用
◎	3	石田小学校	上石田三丁目6-31	055-222-5414	兼用
	4	南西中学校	上石田四丁目10-8	055-224-3396	兼用
◎	5	池田小学校	長松寺町7-1	055-222-8271	兼用
	6	甲府城西高等学校	下飯田一丁目9-1	055-223-3101	兼用
	7	甲府西高等学校	下飯田四丁目1-1	055-228-5161	兼用
	8	新田小学校	新田町12-28	055-228-7851	兼用
	9	富竹中学校	富竹四丁目5-8	055-228-0251	兼用
	10	貢川福祉センター	徳行三丁目12-1	055-222-0310	兼用
	11	貢川小学校	貢川本町8-1	055-222-2408	兼用
	12	西部市民センター	長松寺町12-30	055-225-1762	兼用

南部ブロック（湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区）

医療資機材 配備箇所	南部ブロック（21）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	湯田小学校	湯田一丁目8-1	055-233-4382	兼用
	2	伊勢小学校	伊勢二丁目16-1	055-233-3600	兼用
	3	南中学校	湯田二丁目21-24	055-233-1368	兼用
◎	4	国母小学校	国母四丁目1-10	055-224-4608	兼用
	5	南西部市民センター	国母六丁目4-2	055-228-5571	兼用
	6	上条中学校	古上条町95	055-243-3213	兼用
	7	甲府商業高等学校	上今井町300	055-241-7511	兼用
	8	甲府南高等学校	中小河原町222	055-241-3191	兼用

◎	9	山城小学校	上今井町474-2	055-241-2101	兼用
	10	山梨県自治会館	蓬沢一丁目15-35	055-237-5711	
	11	環境センター管理棟	上町601-4	055-241-4311	
	12	大里小学校	大里町3785-2	055-241-2605	兼用
	13	城南中学校	大里町2590-1	055-241-5766	兼用
◎	14	大國小学校	後屋町150	055-241-0092	兼用
	15	南部市民センター	下今井町15	055-241-0083	兼用
	16	中道南小学校	下向山町4366	055-266-4016	兼用
	17	中道北小学校	上曾根町3206-2	055-266-3077	兼用
	18	笛南中学校	下曾根町270	055-266-3061	兼用
	19	中道スポーツ広場体育館	下向山町946	055-266-5282	兼用
	20	上九一色出張所	古閑町1158	0555-88-2111	兼用
◎	21	地域医療センター	幸町14-6		

北部ブロック（北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区）

医療資機材 配備箇所	北部ブロック（11）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	北中学校	大和町4-35	055-252-4804	兼用
	2	甲府第一高等学校	美咲二丁目13-44	055-253-3525	兼用
◎	3	北新小学校	北新一丁目5-1	055-252-3260	兼用
	4	相川小学校	古府中町1501	055-252-2409	兼用
	5	北東中学校	大手二丁目4-18	055-253-1388	兼用
◎	6	千塚小学校	千塚一丁目2-16	055-253-8937	兼用
	7	北部市民センター	湯村三丁目5-20	055-252-0611	兼用
	8	羽黒小学校	羽黒町527	055-253-1941	兼用
	9	山宮福祉センター	山宮町383-1	055-253-6338	
	10	北西中学校	山宮町538	055-251-7011	兼用
	11	千代田小学校	下帯那町3034-2	055-251-8059	兼用

中央部ブロック（富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区）

医療資機材 配備箇所	中央部ブロック（9）避難所		所在地	連絡先	備考
◎	1	舞鶴小学校	丸の内二丁目35-5	055-228-0548	兼用
	2	富士川悠遊館	中央三丁目3-1		兼用
◎	3	朝日小学校	塩部一丁目4-1	055-252-3373	兼用
	4	甲府工業高等学校	塩部二丁目7-1	055-252-4896	兼用
◎	5	新紺屋小学校	武田一丁目3-34	055-252-2578	兼用
	6	北東部市民センター	武田三丁目1-6	055-254-6100	
◎	7	甲府市健康支援センター （市役所南庁舎）	相生二丁目17-1	055-237-2586	兼用
	8	甲府市役所南庁舎別館	相生一丁目9-7	055-227-5293	
	9	中央部市民センター	丸の内三丁目26-16	055-222-4242	兼用

6. 土石流発生に伴う避難場所

番号	溪流名	流域名	避難場所
1	高倉川	善光寺町北原	東中学校
2	西沢	和田町	相川小学校
3	下西沢	和田町 塚原町	相川小学校
4	上西沢	〃 〃	相川小学校
5	金子沢	〃 〃	相川小学校
6	不動沢	〃 〃	相川小学校
7	梅沢	下積翠寺町	相川小学校
8	梓沢	〃	相川小学校
9	要害山沢	上積翠寺町	相川小学校
10	太郎沢	上積翠寺町洞	相川小学校
11	穴口沢	上帯那町穴口	千代田小学校
12	幕岩沢	上帯那町	千代田小学校
13	日向沢	竹日向町	千代田小学校
14	高成沢	高成町	千代田小学校
15	三四沢	猪狩町	千代田小学校
16	西窪沢	川窪町	千代田小学校
17	高沢	高町	千代田小学校
18	御岳沢	御岳町	千代田小学校
19	上黒平沢	黒平町	千代田小学校
20	箭本沢	草鹿沢町	千代田小学校
21	女沢	下向山町(松本)	中道南小学校
22	心経寺川	心経寺町	中道南小学校
23	不動河原川	〃	中道南小学校
24	滝戸川	中畑町	中道南小学校
25	中畑西川	〃	中道南小学校
26	宮沢川	右左口町	中道南小学校
27	古宿川	〃	中道南小学校
28	山の神川	〃	中道南小学校
29	七覚川	〃	中道南小学校
30	田園川	右左口町(七覚)	中道南小学校
31	七覚西川	〃	中道南小学校
32	洞西川・岩窪沢	〃	中道南小学校
33	西ノ沢の2	下曾根町(下曾根東)	中道南小学校

7. 事前避難対象地区(警戒宣言発令時)

対象地区を含む自治会	備考	想定戸数	想定避難者数
上積翠寺町自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所 ・山腹崩壊危険箇所	35	85
湯村町自治会	〃	100	258
東光寺東部自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所	51	119
東光寺西部自治会	〃	19	50
東光寺東栄会	〃	36	91
善光寺北原自治会	〃	79	209
酒折本町自治会	〃	85	229
万寿森自治会	〃	74	184
岩窪自治会	〃	98	268
羽黒町自治会	〃	288	784
湯村ヶ丘自治会	〃	25	53
富士見台自治会	〃	96	228
竹日向自治会	〃	5	7
高成町自治会	〃	7	11
昇仙峡とおおり自治会	〃	3	6
御岳町自治会	〃	17	26
猪狩町自治会	〃	6	10
高町自治会	〃	1	3
草鹿沢町自治会	〃	3	5
下黒平自治会	〃	6	10
愛宕北部自治会	〃	77	172
(愛宕山東南の一部)	急傾斜地崩壊危険箇所	1	2
横根町自治会	〃	2	3
小松町自治会	〃	17	41
和田町自治会	〃	16	37
平瀬町平瀬自治会	〃	5	22
愛宕町中部自治会	〃	2	3
桃山自治会	〃	3	7
酒折駅前自治会	山腹崩壊危険箇所	-	-

酒折東部自治会	〃	-	-
レジオンス自治会	〃	97	196
桜井町自治会	〃	108	265
日影自治会	〃	-	-
大手東部自治会	〃	5	11
北東自治会	〃	97	284
山宮中央自治会	〃	136	417
旭ヶ丘自治会	〃	7	23
山宮ハイタウン自治会	〃	146	378
平瀬町上野自治会	〃	18	49
下帯那町自治会	〃	-	-
上黒平自治会	〃	-	-
元紺屋自治会	〃	268	603
元宮自治会	〃	82	137
塚原自治会	地すべり危険箇所	5	23
松本自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所 ・山腹崩壊危険箇所	28	92
上宿自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所	38	125
中宿自治会	〃	37	122
七覚自治会	〃	8	26
心経寺自治会	〃	41	135
佐久自治会	〃	20	46
宮下自治会	〃	14	50
中畑自治会	山腹崩壊危険箇所	15	66
下曾根西自治会	〃	10	33
梯自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所	29	81
飯田自治会	〃	43	120
本郷自治会	〃	37	104
平川自治会	〃	19	53
入野自治会	〃	11	31
合計		2,476	6,393

8. 建設型応急住宅建設候補地

番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 (㎡)	建設 戸数	特記事項
1	千塚公園	千塚五丁目2611外	公園緑地課	21,543.21	147	
2	緑が丘スポーツ広場 (船出広場)	緑が丘二丁目8-2外	公園緑地課 ・財務省	12,625.00	209	全体199,914
3	緑が丘スポーツ広場 (球技場)	緑が丘二丁目8-2外	公園緑地課 ・財務省	10,794.00	121	〃
4	南西第一公園	上石田三丁目1865	公園緑地課	7,227.42	46	
5	南西第二公園	貢川本町1784	公園緑地課	3,304.40	22	
6	南西第三公園	下石田二丁目275	公園緑地課	5,675.00	33	
7	南西第四公園	下石田二丁目62	公園緑地課	2,996.74	42	
8	青葉スポーツ広場	青葉町501外	スポーツ課	23,516.34	238	
9	南東部コミュニティ 防災センター駐車場	増坪町253外	(防災企画課)	1,921.00	12	
10	平成広場	増坪町405-1外	(環境部)	4,639.00	48	
11	東下条スポーツ広場	東下条町229外	(スポーツ課)	22,991.00	168	
12	池田公園	中村町471-3外1 新田町2413-1外4	公園緑地課	16,053.83	51	
13	住吉区画整理1号公園	住吉五丁目3126外3	公園緑地課	2,399.00	21	未整備(工事 予定なし)
14	住吉区画整理2号公園	住吉五丁目3191	公園緑地課	2,000.44	14	
15	住吉区画整理3号公園	住吉四丁目3036	公園緑地課	1,996.70	24	
16	住吉区画整理4号公園	住吉三丁目3091	公園緑地課	3,365.32	16	
17	玉諸公園	向町636外3	公園緑地課	23,054.00	92	
18	堀之内北公園	堀之内町766	公園緑地課	2,360.00	12	
19	堀之内南公園	堀之内町962	公園緑地課	9,392.00	46	
20	大津公園	大津町1473-1外31	公園緑地課	15,776.75	79	
21	南部浄化センター (大津処理場グラウンド)	大津町1625-1外5	(浄化センター)	9,000.00	127	
22	中道スポーツ広場	下向山町946	(スポーツ課)	17,000.00	123	
23	旧穴切小学校校庭	宝二丁目8番19号	(管財課)	7,876.00	74	
24	NECコンピュータテクノ (株)グラウンド	大津町1088-3	NECコンピュータ テクノ(株)	14,504.00	166	
25	大里東公園	大里町5370	公園緑地課	2048.64	12	
26	下飯田防災拠点	下飯田一丁目434-8外	防災企画課	6,080.74	35	
計				250,140.53	1,978	

第5節 災害危険箇所

1. 地すべり防止区域一覧

1 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

農政関係(農村振興局所管)			土木関係(国土交通省所管)		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
1	9.20	東山	1	5.18	湯村
1	8.77	小生坂			

2 地すべり等崩壊危険地(農村振興局所管)

地区数	面積(ha)	農地面積	備考
1	9.20	3.77	東山
1	8.77	6.26	小生坂

2. 急傾斜地崩壊危険区域一覧

1 急傾斜地崩壊危険区域

箇所数	面積	指定区域名
9	5.36	要害山、竹日向、和田、小松、羽黒の2、岩窪2丁目
3	3.32	心経寺、松本、朝日
8	26.68	上平、飯田、本郷、戻新居、井野

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

指定区域名	所在地	指定年月日	指定告示番号	指定面積(ha)	指定保全戸(戸)
要害山	上積翠寺根小屋他	昭59.6.18	0274	0.54	14
要害山	上積翠寺矢崎他	昭62.8.13	0297	0.16	1
竹日向	竹日向広見他	昭61.7.24	0358	1.47	10
竹日向	竹日向ノ山	平1.3.20	0122	0.18	0
和田	和田村ノ内	昭63.10.13	0459	0.33	17
和田	和田村ノ内	平4.3.2	0072	0.54	7
小松	小松十二天	平4.3.2	0073	1.31	15
羽黒の2	羽黒町螺貝	平25.7.22	253	0.73	2
心経寺	心経寺町居村	昭45.10.1	354	0.77	15
松本	下向山町小平沢他	昭56.3.5	92	2.11	16
朝日	上曾根町朝日他	平7.3.13	88	0.44	16
上平	古関町上平	昭48.11.15	682	2.63	7
上平	古関町上平	平9.3.31	134	3.08	16
飯田	古関町飯田	昭48.11.15	682	4.45	32
飯田	古関町飯田	平12.3.30	170	13.29	8
本郷	古関町本郷	昭51.3.8	172	0.20	5
戻新居	古関町戻新居	昭51.11.22	696	0.64	5
井野	梯町井野他	平15.1.30	42	0.72	12
本郷	古関町本郷	平15.10.6	493	1.67	6
岩窪二丁目	古府中町大泉	令2.4.23	157	0.1	0
和田町の2	和田町村ノ内	令和7.9.1	246	0.92	18
計	21			36.28	222

3. 山地災害危険地一覧

1 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路を除く) 公共施設	道路
1	羽黒町	有	無	無	2.00	無	91				5	その他
2	〃	有	無	有	2.30	無	102				2	その他
3	和田町	有	無	無	12.00	一部概成	186				4	県道
4	塚原町	有	無	無	10.00	一部概成	280				5	県道
5	下積翠寺町	無	有	無	3.68	無	202				2	県道
6	上積翠寺町	有	無	無	2.00	一部概成		13			1	県道
7	〃	有	無	無	3.00	一部概成		27			4	県道
8	〃	有	無	無	5.10	一部概成		13			1	県道
9	〃	有	無	無	2.00	一部概成		29			1	県道
10	下積翠寺町	無	無	無	18.00	無	586				13	県道
11	岩窪町	無	無	無	2.42	一部概成	73				3	県道
12	善光寺町	無	無	無	11.00	一部概成	93				3	その他
13	〃	有	無	無	29.00	一部概成		38			1	その他
14	横根町	有	無	無	4.91	無				4		その他
15	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成				3		県道
16	〃	有	無	無	6.00	無		7			2	その他
17	上帯那町	有	無	無	1.00	無		22			2	その他
18	〃	有	無	無	5.00	一部概成		11			1	林道
19	〃	有	無	無	7.00	一部概成	53				5	その他

資料編

20	下帯那町	有	無	無	4.00	一部概成	67				6	その他
21	平瀬町	有	有	無	5.00	一部概成	56				4	県道
22	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成		28			4	県道
23	上帯那町	有	無	有	28.00	無		12				県道
24	竹日向町	有	無	無	11.54	一部概成			6		1	県道
25	高成町	有	無	無	2.00	一部概成				2		県道
26	〃	有	無	無	1.77	一部概成				2		県道
27	上帯那町	有	無	無	10.84	一部概成		10				県道
28	猪狩町	有	無	無	3.00	一部概成						県道
29	高成町	有	無	無	4.00	無		11			1	県道
30	猪狩町	有	無	無	12.00	一部概成				2	3	県道
31	川窪町	有	無	無	50.00	無				2	6	県道
32	上帯那町	有	無	無	96.0	一部概成						県道
33	〃	有	無	無	2.00	一部概成						林道
34	〃	有	無	無	4.05	一部概成						林道
35	御岳町	有	無	無	53.00	一部概成						林道
36	〃	有	無	無	2.27	一部概成					1	林道
37	〃	有	無	無	1.00	一部概成				4	1	林道
38	黒平町	有	無	無	2.00	一部概成			7			林道
39	〃	有	無	無	16.81	一部概成					1	林道
40	御岳町	有	無	無	3.00	無						林道
41	〃	有	有	無	3.00	一部概成						林道
42	高町	有	無	無	2.16	一部概成				2	4	県道
43	御岳町	無	無	無	21.00	一部概成				2	5	県道
44	〃	有	無	無	6.00	一部概成			8		1	県道

45	草鹿沢町	有	無	無	4.62	一部概成				2		県道
46	〃	有	無	無	6.00	無		10			1	県道
47	〃	有	有	無	1.00	無						県道
48	〃	有	無	無	0.74	一部概成				2		県道
49	御岳町	有	無	無	19.00	一部概成				3	4	県道
50	猪狩町	有	無	無	5.00	無		10			5	県道
51	上向山町	無	無	無	0.13	無	52				4	国道
52	〃	無	無	無	1.95	無						県道
53	心経寺町	有	無	無	2.72	一部概成		12			2	その他
54	中畑町	無	無	無	3.00	一部概成		30			2	国道
55	〃	有	無	無	4.47	一部概成		11				国道
56	右左口町	有	無	無	10.99	一部概成	91				5	国道
57	中畑町	有	無	有	1.39	無		14				国道
58	右左口町	無	無	無	12.00	無	51				2	国道
59	〃	有	無	無	2.74	無		33			2	その他
60	〃	有	無	無	0.85	無		13				県道
61	梯町	有	無	無	5.63	一部概成		18				国道
62	古関町	有	無	無	52.00	無				2		国道
63	〃	有	無	無	38.00	無		11			6	国道
64	〃	有	無	無	3.00	一部概成		17			2	国道
65	〃	有	無	無	6.21	一部概成		17			2	国道
66	〃	有	無	無	7.00	一部概成		29			7	国道
67	〃	有	無	無	2.73	一部概成		28			7	国道
68	〃	無	無	無	2.36	無		10				国道
69	〃	有	無	無	10.00	一部概成	56				1	国道

70	梯町	無	無	無	6.00	無		35			4	国道
71	〃	有	無	無	29.00	一部概成		21			1	国道
72	〃	無	無	無	11.00	無		19			1	国道
73	〃	有	無	無	6.00	一部概成		27			1	県道
74	〃	有	無	無	2.14	一部概成		12				県道
75	〃	有	無	無	2.39	一部概成		25			1	県道
76	古関町	有	無	無	4.00	一部概成		14				国道
77	〃	有	無	無	1.93	一部概成		16			2	国道
78	〃	有	無	無	3.00	一部概成		17			2	国道
79	上帯那町	有	無	無	3.00	無		20			2	その他
80	高成町	有	無	無	0.74	一部概成						県道
81	〃	有	無	無	7.00	一部概成		12				県道
82	黒平町	有	無	無	7.00	一部概成						林道
83	高町	有	無	無	78.00	無				3	5	県道
84	心経寺町	有	無	無	1.98	一部概成			9		2	林道
85	〃	有	無	無	1.08	一部概成		11			2	その他
86	〃	有	無	無	3.92	一部概成			6		1	その他
87	上積翠寺町	有	無	無	7.00	一部概成		25			2	県道
88	下向山町	有	有	無	1.00	一部概成	52				3	国道
89	平瀬町	有	無	無	0.57	一部概成						県道
90	上帯那町	有	無	無	1.00	一部概成					2	県道
91	〃	有	無	無	7.40	無						林道
92	〃	有	無	無	6.00	一部概成						林道
93	黒平町	有	無	無	10.00	無						林道
94	〃	有	無	無	0.47	無					1	林道

95	高町	有	無	無	7.00	無						林道
96	下積翠寺町	無	無	無	4.00	無	80				1	県道

2 山腹崩壊危険地区

番号	位置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					道路
	所在地						人家 50戸以上	人家 49< 10戸	人家 9< 5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路を除く。)	
1	平瀬町	土流		有	19	一部概成			6		0	県
2	山宮町	土流	土砂	無	31	無	271				7	県
3	湯村3丁目		土砂	無	13	無		39			2	他
4	湯村3丁目		土砂	無	10	無	55				1	他
5	緑ヶ丘2丁目			無	14	無			5		0	他
6	和田町		土砂	無	26	無		40			1	他
7	愛宕町		土砂	無	11	無		49			0	県
8	東光寺町		土砂	無	16	無		10			2	県
9	善光寺町		土砂	無	8	無				1	0	他
10	酒折町		土砂	無	12	無		10			0	県
11	酒折町	土流	土砂	無	33	無		22			0	県
12	横根町	土流	土砂	無	11	一部概成		11			0	県
13	桜井町	土流		無	45	無			5		0	他
14	桜井町			無	55	一部概成		36			0	国
15	平瀬町	土流		無	63	一部概成				4	1	県
16	平瀬町	土流		無	29	一部概成			8		0	他
17	上曾根町			無	5	無		14			0	県
18	上帯那町	土流		無	6	無				2	0	林
19	平瀬町	土流	砂防	無	32	一部概成		46			0	県
20	高成町	風致	砂・土	無	30	一部概成		16			2	県
21	黒平町			無	8	無	50			2	0	林
22	御岳町	水かん	砂・土	無	14	無	50		6		0	林
23	御岳町	水かん	砂・土	無	31	無		12			3	県
24	猪狩町	風致	土砂	無	26	無		15			2	県
25	下向山町		土砂	無	14	一部概成			9		0	他
26	下向山町	土流	急・土	無	13	無		10			0	他
27	下向山町			無	2	無	50			3	0	他
28	心経寺町		砂・ 急・土	無	9	無		29			0	国
29	右左口町		砂・土	無	7	無			6		0	県
30	右左口町		砂・土	無	2	無			5		0	他
31	右左口町		土砂	無	4	一部概成			6		0	県
32	古関町		砂・土	無	10	無				1	0	国
33	古関町		土砂	無	16	無			5		1	国
34	古関町		急・土	無	24	一部概成		19			4	国
35	岩窪町	土流		無	16	一部概成		14			4	県
36	高成町	土流	砂・土	無	18	一部概成					0	県

37	上帯那町	水かん	砂防	無	11	一部概成					0	林
38	上帯那町	水かん	砂防	無	39	一部概成					0	林
39	草鹿沢町	水かん	砂・土	無	8	一部概成					0	県
40	草鹿沢町	水かん	砂・土	無	34	一部概成				3	0	県
41	古関町	水かん	砂防	無	11	一部概成					0	国
42	梯町	水かん	砂・急・土	無	26	一部概成			8		0	県
43	古関町	有	砂・土	有	26	一部概成			7		3	国
44	古府中町		土砂	無	47	無	97				2	県
45	酒折町	有		無	3	無					545	国
46	酒折町	有		無	3	無					545	国
47	酒折町	有		無	5	無					545	

4. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

(1) 急傾斜地

区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
黒平	○	黒平町	平成19年8月2日	295
高-1	○	高町		
高-2	○	高町		
高-3	○	高町		
御岳-1	○	御岳町		
御岳-2	○	御岳町		
御岳-3		御岳町		
御岳の2-1	○	御岳町		
御岳の2-2	○	御岳町		
御岳の2-3	○	御岳町		
御岳の2-4	○	御岳町		
御岳の2-5	○	御岳町		
御岳の2-6	○	御岳町		
御岳の2-7	○	御岳町		
猪狩-1	○	猪狩町		
猪狩-2	○	猪狩町		
猪狩の2	○	猪狩町		
猪狩の3-1	○	猪狩町		
猪狩の3-2		猪狩町		
高成-1	○	高成町		
高成-2	○	高成町		
高成-3	○	高成町		
竹日向	○	竹日向町		
竹日向の2	○	竹日向町		
平瀬	○	平瀬町		
草鹿沢Ⅱ-1	○	草鹿沢町		
草鹿沢Ⅱ-2		草鹿沢町		
草鹿沢Ⅱの2	○	草鹿沢町		
草鹿沢Ⅱの3	○	草鹿沢町		
御岳Ⅱ-1	○	御岳町		
御岳Ⅱ-2	○	御岳町		
御岳Ⅱ-3	○	御岳町		
御岳Ⅱ-4	○	御岳町		
猪狩Ⅱ-1	○	猪狩町		
高成Ⅱ	○	高成町		

草鹿沢Ⅲ	○	草鹿沢町		
御岳Ⅲ	○	御岳町		
川窪Ⅲ	○	川窪町		
高成Ⅲ	○	高成町		
平瀬Ⅲ	○	平瀬町		
朝日	○	上曽根町	平成21年3月2日	58
役場前・佐久Ⅱ	○	下向山町		
松本	○	下向山町		
諏訪腰・諏訪腰Ⅱ	○	中畑町		
心経寺-1	○	心経寺町		
心経寺-2	○	心経寺町		
心経寺の2		心経寺町		
前田保	○	右左口町		
松本Ⅱ	○	下向山町		
居村Ⅱ		中畑町		
居村Ⅱの2	○	中畑町		
心経寺Ⅱ	○	心経寺町		
七覚上Ⅱ	○	右左口町		
七覚上Ⅱの2	○	右左口町		
七覚上Ⅱの3	○	右左口町		
上宿Ⅱ	○	右左口町		
諏訪腰の2	○	中畑町		
井野	○	梯町		
井野の2	○	梯町		
新井	○	古関町		
飯田-1	○	古関町		
飯田-2	○	古関町		
上平-1	○	古関町		
上平-2	○	古関町		
平川-1	○	古関町		
平川-2	○	古関町		
本郷	○	古関町		
平川の2	○	古関町		
入野	○	古関町		
本郷Ⅱ	○	梯町		
辰新井Ⅱ	○	古関町		
本郷Ⅱの2	○	古関町		
平川Ⅱ	○	古関町		
本郷Ⅲの2	○	古関町		
羽黒-1	○	羽黒町	平成22年5月31日	203
羽黒-2		羽黒町		
羽黒の2	○	羽黒町	令和元年8月1日	
小松町	○	和田町	平成22年5月31日	
和田町-1	○	和田町		
和田町-2	○	和田町		
和田町-3	○	和田町		
和田町の2	○	和田町		
湯村	○	湯村		
湯村の2-1	○	湯村		
湯村の2-2	○	湯村		
湯村の2-3	○	湯村		
湯村の2-4	○	湯村		

湯村の3-1	○	湯村		
湯村の3-2	○	湯村		
湯村の3-3	○	湯村		
湯村の3-4	○	湯村		
湯村の3-5	○	湯村		
上積翠寺町-1	○	上積翠寺町		
上積翠寺町-2	○	上積翠寺町		
上積翠寺町-3	○	上積翠寺町		
上積翠寺町-4	○	上積翠寺町		
上積翠寺町-5	○	上積翠寺町		
上積翠寺町の2 上積翠寺町の4	○	上積翠寺町		
上積翠寺町の3-1	○	上積翠寺町		
上積翠寺町の3-2 上積翠寺の5-1	○	上積翠寺町		
上積翠寺町の5-2		上積翠寺町		
上積翠寺町の5-3	○	上積翠寺町		
岩窪2丁目	○	岩窪町		
古府中2丁目	○	古府中町		
山宮	○	山宮町		
善光寺町Ⅱ	○	善光寺町		
善光寺町Ⅱの2	○	善光寺町	平成22年5月31日	203
元紺屋町Ⅱ	○	愛宕町		
愛宕町	○	愛宕町		
愛宕町Ⅱ	○	愛宕町		
横根町Ⅱ	○	横根町		
東光寺町3丁目-1	○	東光寺		
東光寺町3丁目-2	○	東光寺		
東光寺町	○	東光寺町		
愛宕町Ⅱの2	○	東光寺町		
酒折町Ⅱ	○	酒折町		
酒折町Ⅱの2		酒折町		
黒平の2	○	黒平町		
黒平の3	○	黒平町		
黒平の4	○	黒平町		
黒平の5	○	黒平町		
黒平の6	○	黒平町		
黒平の7	○	黒平町		
黒平の8	○	黒平町		
黒平の9	○	黒平町	令和5年9月7日	215
草鹿沢	○	草鹿沢町		
高の2	○	高町		
高の3	○	高町		
高成の2	○	高成町		
高成の3	○	高成町		
高成の4	○	高成町		
高成の5	○	高成町		
高成の6	○	高成町		

高成の7	○	高成町				
高成の8	○	高成町				
高成の9	○	高成町				
高成の10	○	高成町				
高成の11	○	高成町				
高成の12	○	高成町				
上帯那	○	上帯那町				
上帯那の2	○	上帯那町				
上帯那の3	○	上帯那町				
上帯那の4	○	上帯那町				
下帯那	○	下帯那町				
下帯那の2	○	下帯那町				
平瀬の2	○	平瀬町				
平瀬の3	○	平瀬町				
平瀬の4	○	平瀬町				
平瀬の5	○	平瀬町				
平瀬の6	○	平瀬町				
平瀬の7	○	平瀬町				
平瀬の8	○	平瀬町				
平瀬の9	○	平瀬町				
平瀬の10	○	平瀬町				
平瀬の11	○	平瀬町				
平瀬の12	○	平瀬町				
平瀬の13	○	平瀬町				
平瀬の14	○	平瀬町				
上積翠寺町の6	○	上積翠寺町			令和6年7月11日	185
上積翠寺町の7	○	上積翠寺町				
上積翠寺町の8	○	上積翠寺町				
上積翠寺町の9	○	上積翠寺町				
上積翠寺町の10	○	上積翠寺町				
下積翠寺町	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の2	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の3	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の4	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の5	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の6	○	下積翠寺町				
下積翠寺町の7	○	下積翠寺町				
古府中町	○	古府中町・下積翠寺町				
山宮の2	○	山宮町				
山宮の3	○	山宮町				
山宮の4	○	山宮町				
山宮の5	○	山宮町				
和田町の3	○	和田町				
小松町の2	○	小松町				
岩窪町	○	岩窪町				
善光寺町	○	善光寺町				
酒折町	○	酒折町				
酒折町の2	○	酒折町				

酒折	○	酒折	
横根町	○	横根町	
横根町の2	○	横根町	
横根町の3		横根町	
下向山町	○	下向山町	
下向山町の2	○	下向山町	
下向山町の3	○	下向山町	
上向山町	○	上向山町	
心経寺の3	○	心経寺町	
心経寺の4	○	心経寺町	
心経寺の5	○	心経寺町	
中畑町	○	中畑町	
右左口町	○	右左口町	
入野の2	○	古関町	
入野の3	○	古関町	
入野の4	○	古関町	
古関町	○	古関町	
古関町の2	○	古関町	
小計	199	190	

(2) 土石流

区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
猪狩沢	○	猪狩町	平成19年8月2日	295
猪狩沢の1		猪狩町		
牛芳窪沢川	○	猪狩町		
御岳下沢	○	御岳町		
太刀岡沢	○	草鹿沢町		
太刀岡北沢	○	草鹿沢町		
草鹿沢		草鹿沢町		
御岳沢	○	御岳町		
高町沢	○	高町		
寒沢川	○	黒平町		
ホソオ沢-1	○	黒平町		
ホソオ沢-2	○	黒平町		
石堂沢	○	黒平町		
尾の内沢川		黒平町		
高成川		高成町		
櫟平沢-1		高成町		
櫟平沢-2	○	高成町		
妙がの窪沢	○	高成町		
竹日向沢	○	竹日向町		
日向沢		竹日向町		
塔岩沢		平瀬町		
帯那川-1		下帯那町		
帯那川-2	○	下帯那町		
上帯那北沢	○	上帯那町		
幕岩沢	○	上帯那町		
上帯那川	○	上帯那町		
不動沢穴口沢	○	上帯那町		
上帯那川の2-1	○	上帯那町		
			令和元年8月1日	295
			平成19年8月2日	

上帯那川の2-2	○	上帯那町	平成21年3月2日	58
堂の山沢	○	下帯那町		
堂の山沢の2		下帯那町		
女沢	○	下向山町		
横手川	○	心経寺町		
心経寺川	○	心経寺町		
草里川		心経寺町		
不動河原川		心経寺町		
滝戸川		心経寺町		
中畑西川		中畑町		
牛の田上川	○	中畑町		
宮沢川		右左口町		
古宿川		右左口町		
山の神川		右左口町		
七覚川		右左口町		
田園川-1	○	右左口町		
田園川-2	○	右左口町		
田園川-3	○	右左口町		
七覚西川-1	○	右左口町		
七覚西川-2	○	右左口町		
七覚西川-3	○	右左口町		
洞西川	○	右左口町		
岩窪沢	○	右左口町		
西ノ沢の2	○	下曾根町		
女沢の2	○	下曾根町		
別所川	○	上向山町		
宮沢	○	梯町		
井野川		古関町		
若宮川	○	古関町		
飯田沢		古関町		
御奄沢	○	古関町		
寺川の1	○	古関町		
鯉つくりの沢	○	古関町		
寺川		古関町		
横沢	○	古関町		
白沢	○	古関町		
大沢-1	○	梯町		
大沢-2	○	梯町		
熊穴沢川	○	梯町		
湯川西沢	○	羽黒町	平成22年5月31日	203
湯川		羽黒町		
下湯川	○	羽黒町		
西沢川	○	和田町		
村の内沢	○	和田町		
西川	○	塚原町		
金子沢-1		塚原町	平成22年5月31日	203
金子沢-2		塚原町		
不動沢川	○	塚原町		
下不動沢川	○	塚原町		
下梅沢	○	下積翠寺町		
梅沢	○	下積翠寺町		
上梅沢	○	下積翠寺町		
梓川		下積翠寺町		

南梅沢	○	下積翠寺町		
西沢川	○	上積翠寺町		
相川-1	○	上積翠寺町		
相川-2	○	上積翠寺町		
相川-3		上積翠寺町		
東西沢	○	上積翠寺町		
まむし沢	○	岩窪町		
西高倉川	○	善光寺町		
高倉川	○	善光寺町		
大円川	○	善光寺町		
大山沢川		横根町		
寒沢川の2	○	黒平町	令和5年9月7日	215
寒沢川の3	○	黒平町		
妙がの窪沢の2	○	高成町		
西沢川の2	○	上積翠寺町	令和6年7月11日	185
女沢の3	○	下曾根町・下向山町		
西ノ沢の3	○	下曾根町・下向山町		
王岳川	○	古閑町		
小計	99	73		

(3) 地滑り

区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示 番号
洞-1		上積翠寺町	平成22年5月31日	203
洞-2		上積翠寺町		
湯村-1		湯村		
湯村-2		湯村		
湯村-3		湯村		
湯村-4		湯村		
湯村-5		湯村	令和3年2月1日	24
東山		塚原町		
小平沢		下向山町		
小計	9	0		
合計	262	219		

5. 主たるため池の所在地及び整備状況

番号	名称	形式	所在地	貯水量 (m ³)	整備状況
1	丸山ため池	土堰堤	下帯那町	1,450,000	S58～S63
2	大正池	〃	上帯那町	52,000	H20～H23
3	昭和池	〃	上帯那町	30,000	H18～H19
4	和田第三ため池(日影堀)	〃	和田町	9,000	
5	西耕地ため池	〃	古府中町	9,000	H2
6	竜華池	〃	古府中町	222,000	H23～H27
7	岩窪ため池	〃	岩窪町	8,000	
8	荒井ため池	〃	下帯那町	3,700	R2～R3
9	仮宿ため池	〃	下帯那町	3,000	H20～H23
10	白井ため池	〃	白井町	4,500	

6. たん水防除施設

名称	所在地	受益面積(ha)	主要工事
柏排水機場	下曾根町	312	排水機2台

玉諸右岸排水機場	蓬沢町	7	排水機2台
玉諸左岸排水機場	西高橋町	59	排水機2台

7. 重要水防区域一覽

(1) 河川沿岸区域(国管理)

No.	図面対象 番号	河川名	位 置	左右 岸別	延長 (m)	重要度		理由
						階級	種別	
1	笛左 F 126-2	笛吹川	白井町 F 126 上 56～ F 126 上 35	左	21	B	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
2	笛左 F 124-1	笛吹川	白井町 F 126 上 35～ F 124	左	255	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
3	笛左 F 119-1	笛吹川	白井町 F 124～F 119	左	550	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
4	笛左 F 116-1	笛吹川	白井町 F 119～F 117 上 20	左	210	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
5	笛左 F 112-1	笛吹川	上曾根町 F 117 上 20～ F112 下 2	左	578	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
6	笛左 F 112-2	笛吹川	上曾根町 F 112 上 69	左	1 箇所	B	工作物	余裕高不足 (中道橋)
7	笛左 F 110-1	笛吹川	上曾根町 F 112 下 2～ F110 上 32	左	208	B	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
8	笛左 F 109-1	笛吹川	上曾根町 F 110 上 32～ F 109 上 90	左	52	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
No.	図面対象 番号	河川名	位 置	左右 岸別	延長 (m)	重要度		理由
						階級	種別	
9	笛左 F 106-1	笛吹川	上曾根町 F 109 上 90～ F 106	左	414	B	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所

10	笛左 F 106-2	笛吹川	上曾根町 F 106～F106 下 50	左	50	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
11	笛左 F 95-1	笛吹川	下曾根町 F 106 下 50～ F 95	左	1167	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
12	笛左 F 95-2	笛吹川	下曾根町 F95 上 11	左	1箇所	B	工作物	余裕高不足（下曾根橋）
13	笛左 F 94-1	笛吹川	下曾根町 F 95～F 94 上 57	左	59	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
14	笛左 F 93-1	笛吹川	下曾根町 F 94 上 57～ F 93 上 31	左	152	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
15	笛左 F 93-2	笛吹川	下曾根町 F 93 上 31～F 93	左	31	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
16	笛左 F 92-1	笛吹川	下曾根町 F 93～F 92 上 78	左	28	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
17	笛左 F 91-1	笛吹川	下曾根町 F92 上 78～F 91	左	185	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそ れがある箇所
18	笛左 F 87-1	笛吹川	下曾根町 F 91～F 87 下 51	左	548	B	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
19	笛左 F 80-1	笛吹川	下曾根町 F 87 下 51～F 80	左	739	(重点) B	(重点) 越水（溢水）	堤防満杯流量の最も低 い箇所 余裕高不足
No.	図面対象 番号	河川名	位 置	左右 岸別	延長 (m)	重要度 階級	理由	
20	笛右 F115-1	笛吹川	白井町 F130 下 45.5～ F115 下 58.5	右	1,629	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所

21	笛右 F113-1	笛吹川	落合町 F115 下 58.5～ F113 下 73	右	245	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所
22	笛右 F112-1	笛吹川	落合町 F113 下 73～ F112 下 73	右	123	B	越水(溢水) 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所
23	笛右 F112-2	笛吹川	落合町 F112 上 33	右	1箇所	B	工作物	中道橋
24	笛右 F105-1	笛吹川	小曲町 F112 下 73～ F105 下 53.5	右	768	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所
25	笛右 F103-1	笛吹川	小曲町 F105 下 53.5 ～F103 上 86	右	90	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
26	笛右 F99-1	笛吹川	小曲町 F103 上 86～ F99 上 79	右	444	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
27	笛右 F99-2	笛吹川	西下条町 F94 上 78	右	1箇所	-	(重点)	堤防満杯流量の最も低 い箇所
28	笛右 F95-1	笛吹川	西下条町 F99 上 79～F 95 上 108	右	409	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
29	笛右 F94-1	笛吹川	西下条町 F94 上 78	右	1箇所	B	工作物	下曽根橋
30	笛右 F86-1	笛吹川	大津町 F95 上 108～ F86 下 58	右	1228	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
31	笛右 F83-1	笛吹川	大津町 F86 下 58～F83 下 55	右	354	B	越水(溢水) 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所

(2) 河川沿岸区域(県管理)

No.	河川名	位置	左右 岸別	延長 (m)	重要度		理由	水防倉庫名
					階級	種別		
1	高倉川	城東五丁目合流点上	左	100	b	洗堀箇所	護岸洗堀	濁川・城東
			右	100	b			
2	"	東光寺三丁目北バイパス下流	左	300	b	"	"	"
			右	300	b			
3	藤川	中央三丁目桃山橋上下	左	400	b	堤体強度	護岸老朽	"
			右	400	b			
4	"	北口一丁目三念坂橋上	左	70	b	水衝箇所	"	"
			右	70	b			
5	"	元紺屋町北バイパス上下	左	300	a	堤体強度	"	"
			右	300	a			
6	"	古府中町大泉橋上	左	35	a	堤防高	堤防高不足	"

7	相川	朝日三丁目上木戸橋下	左	120	a	堤体強度	堤防断面不足	長松寺
8	小湯川	飯田五丁目相川合流点上	左	50	a	堤防高	堤防高不足	"
			右	50	a			
9	湯川	湯村三丁目山の手通り上	右	25	a	洗掘箇所	護岸洗掘	羽黒
10	"	湯村三丁目庚申橋上	左	40	a	"	"	"
			右	40	a			
11	"	湯村三丁目宮平橋下	左	80	a	"	"	"
			右	80	a			
12	四分川	国母四丁目卸売市場上	左	400	b	堤防高	堤防高不足	中小河原
			右	400	b			
13	荒川	平瀬町万年橋下	左	550	b	水衝箇所	護岸なし	羽黒
			右	300	b			
14	渋川	高室町中央道下流	左	110	b	堤防高	堤防高不足	中小河原
			右	110	b			
15	御岳川	御岳町金桜神社下	左	250	b	堤体強度	一部護岸なし	羽黒
			右	250	b			
16	荒川	下飯田一・二丁目	右	300	b	堤防高	堤防高不足	長松寺
17	大円川	善光寺一丁目濁川合流点上流	左	300	a	"	排水不良	濁川・城東
			右	300	a			
18	流川	大津町中央道下流	左	500	a	"	"	中小河原
			右	500	a			
19	湯川	湯村三丁目湯川橋上流	左	50	a	"	断面不足	羽黒
			右	50	a			
20	五割川	小瀬町小瀬新橋上流	左	800	a	"	"	中小河原
			右	800	a			
21	間門川	上曾根町笛吹川合流点上	左	1,830	b	堤体強度	護岸不完全	中道
			右	1,830	b			
22	七覚川	右左口町坂下橋下	左	90	b	水衝箇所	護岸洗掘	"
			右	100	b			
23	滝戸川	上向山町公会堂上	左	15	a	"	"	"
			右	10	a			
24	"	下向山町旧中道支所下	右	100	b	洗掘箇所	"	"
25	滝戸川	上向山町元佐久役場上	左	20	b	堤体強度	護岸老朽	中道
26	西川	中畑町広域農道下	左	150	b	堤防高	堤防高不足	"
			右	100	b			
27	心経寺川	心経寺町寺下	左	10	a	水衝箇所	護岸洗掘	"
			右	20	a			
28	稲川	下向山町佐久墓地上	右	150	b	堤防高	堤防高不足	"
29	宮沢川	右左口町県道113号赤板橋の下流	左	30	a	"	"	"
			右	30	a			
30	"	右左口合流点上	左	1,500	b	堤体強度	護岸不完全	"
			右	1,500	b			
31	七覚川	右左口町七覚岩窪橋	右	25	b	水衝箇所	護岸洗掘	"
32	七覚西川	右左口町七覚合流点上	左	150	b	洗掘箇所	"	"

33	間門川	下曾根町中央道下	右	150	b	堤防高	堤防高不足	"
			左	350	a			
			右	290	a			
			右	400	a			
34	芦川	梯町梯橋上	左	400	a	堤防高	堤防高不足	上九一色
			右	500	a			
35	"	梯町新井橋上	右	300	a	"	"	"
36	鎌田川	大津町地内	左	1箇所	b	工作物 (橋梁)	流水疎通障害 大津西橋	中小河原
			右					
37	高倉川	城東五丁目地内	左	1箇所	b	"	流水疎通障害 国道411号	濁川
			右					
			右					
38	湯川	湯村三丁目地内	左	1箇所	b	"	流水疎通障害 山の手通り	羽黒
			右					
39	"	"	左	1箇所	b	"	流水疎通障害 庚申橋	"
			右					
40	"	"	左	1箇所	b	"	流水疎通障害 宮平橋	"
			右					
41	"	"	左	1箇所	b	"	流水疎通障害 湯川橋	"
			右					
			右					

8. 農業用取水堰及び水門一覧

番号	河川名	名称	位置	管理団体
1	荒川	西下条せぎ	大里町	西下条町水利組合 (西下条自治会 土木部長) 西下条町自治会長
2	"	東下条せぎ	中町	東下条農事組合
3	"	下今井せぎ	上今井町	下今井農事組合
4	"	中町せぎ	中町	中町農事組合
5	"	中条せぎ	大里町	中条自治会環境部
6	"	小瀬せぎ	住吉二丁目	小瀬農事組合 上今井農事組合
7	"	住吉第一せぎ	相生三丁目	下小河原水利組合
8	"	住吉第二せぎ	伊勢二丁目	中小河原農事組合
9	"	三ッ水門	相生三丁目	三ッ水門水利組合
10	"	池田第一・二・三せぎ	荒川二丁目	池田水利組合
11	"	呑川せぎ	山宮町	千塚水利組合
12	"	塩部せぎ	"	山宮水利組合
13	"	谷下せぎ	平瀬町	平瀬町上野自治会

14	〃	平瀬せぎ	〃	平瀬町平瀬地区自治会
15	〃	新田せぎ	〃	〃
16	濁川	国里橋下逆止門	国玉町	西高橋町自治会
17	平等川	雑子せぎ	川田町	差出堰土地改良区
18	〃	向せぎ	向町	向町自治会
19	〃	近津用水 (転倒ゲート等)	川田町	近津水利組合
20	〃	増坪せぎ	増坪町	六ヶ村水利組合
21	蛭沢川	落合せぎ (大町用水)	落合町	落合農事組合
22	四分川	四分川逆水防止樋門	大里町	甲府市
23	〃	牛の宮上せぎ	〃	二日市場南農事組合 後屋農事の会
24	〃	牛の宮下せぎ	〃	〃
25	〃	四分川せぎ	国母五丁目	上小河原農事組合
26	貢川	第一起伏せぎ	上石田一丁目	上石田(第一)農事組合
27	〃	第二起伏せぎ	上石田一丁目	高畑(北部)農事組合
28	〃	新田第二せぎ	新田町	下飯田第一農事組合
29	〃	新田第一せぎ	〃	新田農事組合
30	〃	十二代第二せぎ	貢川二丁目	下河原農事組合
31	湯川	鳥の木せぎ	湯村三丁目	湯村農事組合
32	〃	湯川せぎ	湯村三丁目	甲府市
33	流川	流川第一せぎ	大津町	大津農事組合
34	〃	流川第二せぎ	大里町	堀之内自治会
35	鎌田川	桜せぎ	宮原町	〃
36	〃	竜頭せぎ	大里町	窪中島自治会 土木部長
37	〃	松木堀	屋形三丁目	相川土地改良区
38	沼川	沼川逆水防止樋門	国母二丁目	甲府市

39	小松田川	オギノ上下流	国母一丁目	下石田農事組合
40	芋沢川	城の越用水	上曾根町	城の越用水組合
41	〃	久保田用水	〃	久保田用水組合
42	笛吹川	上曾根揚水機場	〃	甲府市
43	〃	白井河原樋門	白井町	〃
44	滝戸川	松本第一用水	下向山町	松本第一用水組合
45	〃	松本第二用水	〃	松本第二用水組合
46	〃	一の出用水	下曾根町	一の出用水組合
47	下曾根川	下曾根西耕地樋門	中央市 高部	甲府市

9. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	住所	土砂災害警戒区域の種別			
			土石流		急傾斜地	
1	宮本診療所 ※1	御岳町2359			1011004-7	御岳の2-7
2	千代田荘 ※2	下帯那町3215-1	1011022-2	帯那川-2		
3	くぬぎの森	下帯那町2980	1011022-1	帯那川-1		
			1011022-2	帯那川-2		
4	ヴィラ武田の杜	羽黒町1455	1011029	湯川西沢		
5	グループホーム笑がお	羽黒町1461-1	1011029	湯川西沢		
6	奥湯村園 ※1、※2	羽黒町1657-5			1011014	羽黒の2
7	シルバーカレッジ奥湯村 ※1	羽黒町1657-11			1011014	羽黒の2
8	あずま太陽の家 ※2	羽黒町1272-1	1011031	下湯川		
9	甲府相川ケアセンター ※2	塚原町359	1011036	西川		
10	麦の家 ※2	心経寺町490-1	3261033	不動河原川		
11	山梨県立甲陽学園	中畑町1284	3261005	中畑西川		
12	上九一色診療所	古関町1174			4081005-1	上平-1
13	HANAZONO ホスピタル ※1	和田町2968	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		

14	リヴィーズ	和田町2968	1011035	村の内沢		
15	わだふぁみりあ	和田町3003-111	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		
16	ピアわだ	和田町2968-3	1011034	西沢川		
17	尚古園 ※2	和田町2948-6			1011019-1	和田町-1
18	宮前保育園 ※1	岩窪町379	1011048	まむし沢	1014001	岩窪2丁目
19	北部幼児教育センター	岩窪町261	1011048	まむし沢		
20	ハートピア横根	横根町1173-7	1011052	大山沢川		
21	羽黒小学校	羽黒町527	1011031	下湯川		
22	ワーカウト羽黒	羽黒町1466-2	1011029	湯川西沢		
23	短期入所事業所フォルティナ	上積翠寺町1003			1011023-1	上積翠寺町の3-1

※1は、土砂災害特別警戒区域 ※2は、福祉避難所

第6節 備蓄・資機材

1. 食糧・生活必需品等の備蓄状況及び市防災倉庫所在地

1 食糧、飲料水・資機材等

防災倉庫名 品目	地区	孤立	東部	西部	南部	北部	中央部	北東部	南東部	南西部	下飯田	合計
倉庫	112	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	137
食糧 非食用	米	110,500	3,500	5,000	3,000	2,500	3,000	3,500	3,000	3,500	3,000	140,500
	菓子	114,480	48	2,592	2,592	2,832	2,832	2,880	2,592	2,880	2,592	136,320
粉ミルク	3,190											3,190
飲料水(㍗)	23,664	4,356	1,476	240	120	936	864	240	240	2,424		40,860
毛布	6,000	191	300	360	60	310	170	300	530	190		8,362
ブランケット	31,370		2,600	1,000		800	110	3,500	4,600	2,800	2,200	46,780
担架	116	4	1	3		2	5	1	4	7		143
テント型トイレ	244	8				4	20					276
簡易型組立トイレ	480	38	21	60		60	48	35	27	54		823
便袋(枚)	83,600	2,200	10,000	10,000	1,200	9,000	12,700	18,600	12,200	14,000		173,500
発電機	62	12	8	4		1	2	1	4	2	21	117
投光機	100	10	5	5		7	14	1	6	5		153
コードリール	99	9	8			1	12	1	4	14		148
ガソリン缶(㍗)	1,864	192	20	20	28	28	20	20	20	20		2,232
ガソリン携行缶	39	4	2	5		1	1	1	4	1		58
救急セット	14		1	1	1	1	2	1	1	1		23
折畳みリヤカー	60	4		1			5		1			71
鋳物コンロ	60	2	4				2					68
鍋やかんセット	60	4					5					69
ランタン	244	8					7					259
大人用おむつ(枚)	5,856		1,424			364		78	780		338	8,840
子ども用おむつ(枚)	32,276		1,424			1,412		350	2,948		1,518	39,928
トイレット ペーパー (個)	6,100	200					100		840			7,240
生理用品(枚)							30,800					30,800
簡易ベッド	1,593		49			22	2	29		45		1,740
段ボールベッド	457		54	75		24	2	29	123	53	29	875
ワンタッチ パーテーション	360					238	2					600
避難所用マット	12,530	30					30		220	90		12,900
間仕切セット	139						1					140

※また、指定避難所となる各施設において石油ストーブ145台、扇風機162台、スポットクーラー425台を保管している。

2 市防災倉庫所在地

倉庫名	所在地
東部防災倉庫	城東一丁目12-35 (市立図書館西側)

西部防災倉庫	富竹二丁目2-27（西部コミュニティ防災センター内）
南部防災倉庫	下曾根町1070-3（甲府市中道交流センター内）
北部防災倉庫	湯村三丁目5-20（北部市民センター敷地内）
中央部防災倉庫	丸の内一丁目18-1（市役所本庁舎内）
北東部防災倉庫	岩窪町261（北部コミュニティ防災センター内）
南東部防災倉庫	増坪町251-1（南東部コミュニティ防災センター内）
南西部防災倉庫	国母六丁目5-1
総合市民会館防災倉庫	青沼三丁目5-44（甲府市総合市民会館敷地内）
下飯田防災拠点	下飯田一丁目434-8 外

2. 生活必需品調達に係る市内関係業者一覧

品目別	組合(法人)名	所在地	電話番号
パン類	山梨県パン協同組合	甲府市丸の内二丁目28-6	055-222-3411
副食類	甲府市地方卸売市場東団地商業組合	国母六丁目6-1	055-228-1714
寝具・衣類	山梨県繊維製品卸商業組合	相生二丁目2-17	055-237-5824
医薬品類	山梨県医薬品卸協同組合	中央市山之神流通団地三丁目7-3	055-273-6528
LPガス	(一社)山梨県エルピーガス協会	飯田一丁目4-4	055-228-4171
砂利類	山梨県砂利協同組合	宝一丁目21-20	055-228-8141
生コン類	山梨県生コンクリート協同組合	高畑一丁目10-18	055-228-6511

3. 災害時生活用水協力井戸

指定番号	氏名	井戸の所在地	電気	地区名	自治会名
24-001	小石 ロベルタ	千塚二丁目 1-26	要	千塚	千塚西町
24-003	石田 由紀子	美咲二丁目 16-20	要	北新	古府中本町
24-005	中澤 貢	下飯田三丁目 12-6	要	池田	下飯田南部
24-008	小林 みよ子	城東二丁目 12-21	要	琢美	城東二丁目北深
24-009	池田 義	上小阿原町 1166-5	要	大国	上小阿原町
24-010	森澤 顕	徳行二丁目 10-40	要	貢川	徳行二丁目
24-011	田中 保晴	徳行二丁目 10-3	要	貢川	徳行二丁目
24-012	金子 政一	池田一丁目 3-31	要	池田	長松寺南部
24-022	田中 哲也	右左口町 376	否	中道	下宿

24-025	秋山 宣二	貢川本町 8-23	要	貢川	貢川本町西部
24-026	村松 洋	白井町 688-3	要	中道	白井西
24-027	堀 君彦	下今井町 758-1	要	山城	下今井町
24-028	佐野 安男	下今井町 768	要	山城	下今井町
24-029	保坂 一夫	美咲一丁目 1-29	要	朝日	元三日
24-030	鈴木 克彦	美咲一丁目 1-31	要	朝日	元三日
24-031	中田 雄一	美咲一丁目 1-27	否	朝日	元三日
24-032	穂山 淳司	美咲一丁目 1-15	要	朝日	元三日
24-034	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	朝日三丁目 8-31	要	朝日	元三日
24-035	佐野 芳計	長松寺町 8-35	要	池田	長松寺南西
24-039	赤池 信夫	長松寺町 8-41	要	池田	長松寺南西
24-040	長田 定光	長松寺町 5-11	要	池田	長松寺南西
24-042	森本 成二	長松寺町 5-15	要	池田	長松寺南西
24-043	桑原 統治	長松寺町 8-2	要	池田	長松寺南西
24-045	高山 篤	長松寺町 8-34	要	池田	長松寺南西
24-046	井上 恵美子	長松寺町 8-40	要	池田	長松寺南西
24-047	内藤 孝	下飯田四丁目 3-19	要	池田	下飯田
24-051	長田 芳文	池田二丁目 10-13	要	池田	長松寺北部
24-052	日本 真一	池田二丁目 9-14	要	池田	長松寺北部
24-055	森沢 幸夫	千塚四丁目 2-5	要	千塚	千塚西町
24-056	三森 義文	西田町 2-68	要	相川	和田町
24-057	窪田 順子	和田町 2770	要	相川	和田町
指定番号	氏名	井戸の所在	電気	地区名	自治会名
24-059	保坂 敬夫	上積翠寺町 478	要	相川	上積翠寺町
24-065	窪田 和子	緑が丘二丁目 12-15	要	相川	和田町
24-068	窪田 茂	和田町 2782	要	相川	和田町
24-072	土屋 紘一	和田町 2853	要	相川	和田町
24-073	土屋 十四男	和田町 2838	要	相川	和田町
24-076	山村 武敏	和田町 2890-1	要	相川	和田町
24-079	小澤 久治	中小河原町 154-9	要	山城	中小河原第五
24-081	妙石庵	上曾根町 2452-6	否	中道	宮下
24-082	妙石庵	上曾根町 2456	要	中道	宮下
25-001	松田 恭昭	山宮町 5012-23	要	羽黒	西町
25-003	松嶋 宏	住吉四丁目 13-13	要	住吉	住吉南報

25-005	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	朝日三丁目 11-16	要	朝日	元三日
25-007	中島 浩	富竹四丁目 1-38	否	貢川	富竹西部
25-009	窪田 茂	国母八丁目 13-22	要	国母	八丁目東部
25-010	末木 義朝	下帯那町 280	要	千代田	下帯那町
25-011	久保田 克己	下帯那町 1890-1	要	千代田	下帯那町
25-013	有賀 不二男	山宮町 467-3	要	羽黒	西町
25-015	保延 久男	徳行四丁目 8-31	要	貢川	徳行南部
25-018	樋口 一徳	富竹三丁目 5-9	要	貢川	富竹西部
25-021	遠藤 清一	国母八丁目 16-30	要	国母	八丁目東部
25-022	大須賀 勝	住吉五丁目 9-22	要	住吉	住吉親隣
25-024	山本 力	宝二丁目 19-4	要	穴切	宝二丁目西青沼
25-025	株式会社萩原ボーリング	上今井町 740-4	要	山城	さつき
26-001	岩間 武	蓬沢町 1244-4	要	玉諸	上阿原町中央
26-002	加賀美 君子	大和町 5-15	否	北新	万寿森
26-006	内藤 一昭	武田二丁目 12-8	要	新紺屋	横田広庭
26-007	丸茂 昭三	池田二丁目 12-16	要	池田	金竹
26-008	千野 好一	北新二丁目 12-26	要	北新	塔岩
26-009	神戸 昌夫	住吉一丁目 11-17	その他	住吉	住吉宮元
26-010	小澤 直人	荒川二丁目 13-25	要	池田	荒川
26-011	平川 一星	上曾根町 383	要	中道	文珠
26-012	熊谷 喜孝	富竹二丁目 4-12	要	貢川	富竹東部
27-001	天野 和仁	朝日三丁目 2-16	要	朝日	横沢
27-002	篠原 健	上今井町 2107	要	山城	上今井町
27-003	穴水 信一	朝日二丁目 13-1	要	朝日	横沢
27-004	佐野 五夫	国母五丁目 15-18	要	国母	上小河原西部
27-005	矢崎 千春	上今井町 2359	要	山城	上今井町
27-006	有限会社 初鹿組	住吉一丁目 11-25	要	住吉	住吉宮元
27-007	横森 俊哉	千塚四丁目 7-12	要	千塚	千塚西町
27-008	高根 秀二	里吉四丁目 1222-7	要	玉諸	里吉四丁目
27-009	友愛保育園	里吉四丁目 8-25	要	玉諸	里吉四丁目
27-010	山村 勝一	山宮町 719	要	羽黒	銀座
27-011	望月 一浩	貢川二丁目 14-3	要	貢川	貢川二丁目
27-014	上田 正之	塩部三丁目 8-5	要	朝日	塩部三丁目第一
28-001	杉原 正芳	桜井町 754	要	甲運	桜井町
28-003	一瀬 良平	朝気二丁目 1-6	要	東	朝気二丁目

28-004	聖愛幼稚園	羽黒町 618	要	羽黒	羽黒町
28-005	三井 久夫	大手二丁目 3-9	要	相川	北東
28-006	山口 保男	音羽町 4-45	要	千塚	陣場
28-008	古屋 良夫	上曽根町 2792	その他	中道	宮下
28-010	井上 欣之助	住吉二丁目 6-16	要	住吉	住吉西部
28-011	市村 忠彦	上今井町 2404	要	山城	上今井町
28-012	斉木 正己	新田町 5-1	要	新田	新田町
28-013	飯沼 昇	音羽町 4-35	要	千塚	陣場
28-014	伊藤製糸株式会社	朝氣三丁目 17-2	要	東	朝氣三丁目
28-015	古田 富三太	宮前町 5-6	要	新紺屋	元宮
28-016	渡辺 貞行	朝日五丁目 2-1	否	朝日	元三日
28-017	古屋 美明	屋形三丁目 5-34	要	相川	桜
29-002	本田 権治郎	善光寺二丁目 14-11	要	里垣	善光寺寺内
29-003	雨宮 明久	伊勢二丁目 17-18	要	伊勢	伊勢西部第一区
29-004	掘向 仁	貢川一丁目 7-45	要	貢川	貢川一丁目
29-005	秋山 久佳	高畑一丁目 12-36	要	石田	高畑西
29-006	塩川 一男	德行四丁目 2-8	要	貢川	德行本町
29-007	千塚八幡神社奉賛会	千塚三丁目 5-1	要	千塚	千塚東町
29-008	内藤 忠義	善光寺町 2905	要	里垣	善光寺北原
29-010	今井 吉之助	善光寺町 2976	要	里垣	善光寺北原
29-013	丸山 力	善光寺町 2838	要	里垣	善光寺北原
29-015	名取 一雄	善光寺町 2855	要	里垣	善光寺北原
29-016	大野 兼義	善光寺町 2949	要	里垣	善光寺北原
29-017	三村 昭義	善光寺町 2858	要	里垣	善光寺北原
29-018	福島 一男	右左口町 3915	要	中道	七覚
29-019	伊沢 東洋王	德行三丁目 4-21	要	貢川	德行南部
30-001	霍田 敏明	千塚四丁目 4-18	要	千塚	千塚西町
30-002	海野 武美	国母七丁目 10-22	要	国母	国母七丁目
30-003	宮澤 俊男	緑が丘 2 丁目 2-3	要	北新	緑が丘
30-004	後藤 正比古	後屋町 502	要	大国	後屋本町
30-005	後藤 正孝	後屋町 503	要	大国	後屋本町
30-006	功刀 昭長	後屋町 513	その他	大国	後屋本町
30-007	功刀 福夫	後屋町 512	否	大国	後屋本町
30-008	功刀 福夫	後屋町 523	否	大国	後屋本町
30-009	渡邊 綱雄	大里町 1975-1	否	大国	後屋本町

30-010	仲澤 幸雄	後屋町 621	要	大国	後屋本町
30-011	仲澤 幸雄	後屋町 571	否	大国	後屋本町
30-012	雨宮 謙	後屋町 612-3	要	大国	後屋本町
30-013	許山 茂樹	後屋町 622	要	大国	後屋本町
30-014	仲澤 富夫	後屋町 623-1	要	大国	後屋本町
30-015	數野 孝子	後屋町 620	要	大国	後屋本町
30-016	雨宮 公男	後屋町 25-3	否	大国	後屋本町
30-017	石原 勇一	国母五丁目 16-29	要	国母	北上条
30-018	小澤 祐義	上石田二丁目 31-40	要	石田	上石田東部
31-001	末木 茂	音羽町 3-43	要	千塚	音羽町
31-002	波切 和也	小瀬町 636	要	山城	小瀬町
31-003	米山 孝之	落合町 1254	要	山城	落合町
31-004	米山 孝之	下今井町 623-3	要	山城	下今井町
31-005	米山 孝之	小曲町 20-7	要	山城	小曲町
31-006	山下 常和	里吉一丁目 6-4	要	玉諸	里吉一丁目
31-007	堀内 徹	飯田四丁目 10-6	要	穴切	飯田宮組
31-008	望月 昭男	荒川二丁目 14-15	要	池田	荒川
31-009	五味 一豊	荒川一丁目 4-14	要	池田	荒川
31-010	山本 正文	屋形一丁目 8-35	要	相川	広小路
31-011	浅川 泉	上町 1767-2	要	山城	上町
31-012	保坂 市雄	下積翠寺町 1096	要	相川	下積翠寺町
31-013	大柴 あい子	富竹二丁目 7-1	要	貢川	富竹東部
31-014	佐々木 幸夫	寿町 29-8	要	穴切	寿南部
2-1	小沢 常松	貢川本町 6-4	要	貢川	貢川本町東部
2-2	風間 昭弘	上阿原町 33	要	玉諸	上阿原町本町
2-3	竹田 芳幸	大里町 3676	要	大里	中条
2-4	八木 義幸	上石田二丁目 32-1	要	石田	上石田東部
2-5	數野 昇	古府中町 3092	要	相川	日影
2-6	中澤 真	高室町 750	否	大里	高室
3-1	池上 達也	北新二丁目 8-10	要	北新	塔岩
3-2	堀内 秀明	岩窪町 19	否	相川	岩窪
3-3	小林 久五	下向山町 4143	要	中道	金沢
3-4	篠原 透浩	下石田二丁目 11-4	要	石田	下石田二丁目
3-5	佐田 勝	増坪町 595	要	山城	増坪町
3-6	伊藤 信二	下石田二丁目 1-22	要	石田	下石田二丁目

3-7	野木 秋光	上石田四丁目 13-3	要	石田	上石田悠紀
3-8	若尾 逸生	上石田三丁目 5-15	否	石田	上石田悠紀
3-10	小田切 仁	池田三丁目 13-19	要	池田	池田三丁目
3-11	土肥 武弘	池田三丁目 13-16	要	池田	池田三丁目
3-12	内藤 勇	池田三丁目 13-10	要	池田	池田三丁目
3-14	柏こども園	上曾根町 258-1	否	中道	文珠
3-15	土屋 正弘	上曾根町 115-2	否	中道	文珠
3-16	平川 甫	上曾根町 377	否	中道	文珠
4-1	早川 哲理	富士見二丁目 7-8	要	千塚	三五会
4-2	大久保 一雄	宮前町 7-47	要	新紺屋	宮前町
4-3	早川 善朗	緑が丘二丁目 6-13	要	北新	緑が丘北部
4-4	塩澤 政幸	高畑一丁目 22-29	要	石田	高畑中部
4-5	秋山 賢一	高畑一丁目 22-6	要	石田	高畑中部
4-6	山本 光雄	高畑一丁目 19-3	要	石田	高畑中部
4-7	丸光建設株式会社	大手二丁目 2-21	要	相川	北東
4-9	伊藤 宏	大津町 148-1	要	大里	西下条
4-10	箭本 貢	富竹二丁目 7-11	要	貢川	富竹東部
4-13	小林 久文	池田二丁目 9-19	要	池田	長松寺北部
4-14	萩原 章雄	富竹四丁目 4-27	要	貢川	富竹西部
4-15	つつじが崎学園	岩窪町 614	否	相川	岩窪
5-1	株式会社 双成化健	下石田二丁目 6-17	要	石田	下石田二丁目
5-2	磯部 美江	西田町 5-33	要	相川	西田町
5-3	前田 洋一	千塚二丁目 1-9	要	千塚	千塚西町
5-4	大林 正人	川田町 834-1	要	甲運	川田町
5-5	石原 鎮	大里町 1342	要	大国	窪中島
5-6	神宮寺 直次	下積翠寺町 838	要	相川	下積翠寺町
5-7	小林 慶悟	下向山町 4118	要	中道	金沢
5-8	藤井 博	金竹町 4-23	要	池田	金竹町
5-9	坂本 悦子	高畑一丁目 7-2	要	石田	高畑北部
5-10	中澤 貴三男	貢川本町 2-17	要	貢川	貢川本町東部
5-11	橘田 大洋	下向山町 4148-2	要	中道	金沢
5-12	西川 明子	富竹二丁目 1-24	要	貢川	富竹東部
5-13	藤森 静男	荒川一丁目 9-18	要	池田	荒川
6-2	米山 博秋	白井町 939番地	要	中道	白井西
6-3	依田 和雄	上曾根町 481番地	否	中道	中村

6-4	三浦 教道	東光寺町2138番地	要	里垣	東光寺西部
6-5	小田切 育三	湯村三丁目19番8号	要	羽黒	新和
6-6	中込 冬美	古上条町242番地3	要	大国	古上条
6-7	野田 玉美	富竹二丁目10番7号	要	貢川	富竹東部
6-8	山村 幸夫	塚原町755番地	否	相川	塚原
6-9	数野 春雄	古府中町3140番地	要	相川	日影
6-10	小澤 誠	富士見二丁目5番16号	要	千塚	四一会
6-12	山村 良人	古府中町1109番地4	要	相川	峰本
6-13	根津 泰昇	太田町10番2号	要	湯田	太田町東部
7-2	中道 誠道 (旭栖院)	宝一丁目2番9号	要	朝日	横沢
7-3	深沢 一行	千塚五丁目6番34号	要	千塚	千塚上町
7-4	矢崎 篤	中央五丁目4番1号	要	富士川	穴山町
7-5	須田 盛幸	下飯田二丁目11番30号	要	池田	池田
7-6	小澤 政寿	下曾根町439	要	中道	中村
7-7	落合 史男	長松寺町6番31号	要	池田	池田
7-8	帯野 浩二	里吉二丁目11番14号	要	玉諸	里吉二丁目
7-9	宗教法人円明寺 代表役員 小林 康洋	下曾根町7	否	中道	下曾根西
7-10	須藤 幸寿	塩部四丁目14番2号	要	朝日	塩部第三

4. 非常用貯水槽（飲用）設置場所一覧

設置場所	タンクの寸法	所管	容量 (m^3)	数量 (基)	設置年度
舞鶴小学校	$\phi 3,000mm \times 15,000mm$	上下水道局	100	1	S62
玉諸小学校	$\phi 2,600mm \times 10,000mm$	〃	50	1	H1
東中学校	$\phi 2,400mm \times 14,500mm$	〃	60	1	H3
山城小学校	$\phi 2,600mm \times 14,000mm$	〃	70	1	H4
富士川悠遊館	$\phi 3,000mm \times 7,800mm$	〃	45	1	H4
大里小学校	$\phi 2,600mm \times 11,000mm$	〃	55	1	H5
伊勢小学校	$\phi 2,600mm \times 15,000mm$	〃	75	1	H7
東小学校	$\phi 2,600mm \times 12,000mm$	甲府市	60	1	H8
善誘館小学校	$\phi 2,600mm \times 10,000mm$	〃	50	1	H8
湯田小学校	$\phi 2,600mm \times 15,000mm$	〃	75	1	H9
国母小学校	$\phi 2,600mm \times 16,000mm$	〃	80	1	H9
甲府市役所南庁舎	$\phi 2,600mm \times 9,000mm$	〃	45	1	H10
貢川小学校	$\phi 2,600mm \times 13,000mm$	〃	65	1	H10

新田小学校	φ 2,600mm × 10,500mm	〃	50	1	H11
大国小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H11
甲府市役所西庁舎	φ 2,600mm × 8,000mm	〃	40	1	H12
石田小学校	φ 2,600mm × 15,000mm	〃	75	1	H12
池田小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H13
朝日小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H14
甲運小学校	φ 2,600mm × 8,000mm	〃	40	1	H15
新紺屋小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H16
相川小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H17
羽黒小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H18
北新小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H19
中道南小学校	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	H20
南中学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H22
千塚小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H23
市役所本庁舎	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	H24
中道北小学校	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	R2

※タンクの形状は、円筒形

5. 配水池一覽

甲府水道

($m^3 = t$)

施設名	貯水容量(m^3)	配水区域	設置場所	
平瀬浄水場内浄水池	15,700	市内・甲斐市の一部(旧敷島町)	平瀬町	
湯村山ずい道配水池※	13,360	市内の中心部・高区・中区配水池へ	和田町	
高区配水池※	1,800	市内の中心部・北部・高台方面へ	和田町	
山宮第1配水池※	600	山宮町方面へ	山宮町	
羽黒配水池※	8,000 (4,000×2)	市内の北部・西部へ	羽黒町	
中区配水池※	6,280	市内の東部へ	愛宕町	
善光寺第1配水池※	99	善光寺町	善光寺町	
高区西配水池※	1,800	甲斐市の一部(旧敷島町)へ	甲斐市	
和田配水池※	84	小松町の一部	和田町	
岩窪配水池※	467	岩窪町・古府中町方面へ	岩窪町	
千代田第3配水池※	163	千代田地区へ	上帯那町	
配水調整池	南方PC タンク※	8,500	市内の南部・昭和町・中央市の一部(旧玉穂町)へ	昭和町

	北方PC タンク※	12,000	市内の南部・昭和町・中央市の一部(旧玉穂町)へ	昭和町
--	--------------	--------	-------------------------	-----

中道水道

施設名	貯水容量(m ³)	配水区域	設置場所
北部第2配水池※	200	宮下・朝日・下・浜方面へ	上曽根町
北部第3配水池※	1,030	下曽根・松本・佐久方面へ	下向山町

※ 緊急遮断弁

6. 応急給水車両及び機器材等の現況

種別	台数	配置先
浄水機	43	小学校(23台)・中学校(11台)、南高、上九一色出張所、上下水道局、各コミュニティ防災センター(6台)
給水タンク(1.5t)	5	上下水道局
ウォーターボール(0.5t)	19	上下水道局
給水タンク車	2	上下水道局
給水車(1.1t・2t・3t)	各1	上下水道局
設置型給水タンク(1t)	24	上下水道局
消防水そう車(4t)	1	消防本部
消防水そう車(5t)	2	消防本部
仮設給水栓	40	上下水道局

7. 水防資機材数量表及び水防倉庫所在地

1 水防資機材の数量

番号	名称	単位	数量	水防倉庫名								
				長松寺	濁川	中小河原	羽黒	伊勢	住吉	城東	中道	上九一色
1	ビニール袋	袋	4,500	200	2,000	600	600	400	200		200	300

2	砂入りビニール土嚢	袋	19,050	150	2,700	4,500	3,300	500	500	900	5,000	1,500
3	スコップ	丁	141	120	13	2	1	1	1	1	1	1
4	ツルハシ	丁	9	9								
5	カッター	丁	5	1	1		1			1		1
6	ハンマー	丁	8	1	1	1	1	1	1	1		1
7	木づち	丁	2	1								1
8	一輪車	台	11	4		1	1	1	1	1	1	1
9	丸太	本	45	22		1					22	
10	鉄くい	本	127	127								
11	鉄線	Kg	41	40				1				
12	蛇籠	本	639	639								
13	照明具	灯	10	1	1	1	1	2	1	1	1	1

2 水防倉庫の所在地

番号	名称	所在地（目標）	延床面積 (㎡)	河川名	管理者
1	長松寺水防倉庫	飯田5丁目121-1地先（長松寺橋左岸下）	14.6	荒川	甲府市長
2	中小河原水防倉庫	中小河原2丁目765-9（くろがねや駐車場 東）	38.9	〃	〃
3	伊勢水防倉庫	伊勢4丁目2088-15（立正光生園母子寮 西）	23.4	〃	〃
4	濁川水防倉庫	酒折1丁目924-2地先（甲府市十郎川排水機場南）	38.9	濁川	〃
5	住吉水防倉庫	住吉4丁目1744-5地先（パチンコルポー 北西）	15.6	〃	〃
6	羽黒水防倉庫	羽黒町175-2（羽黒小学校北西 広場内）	38.9	湯川	〃
7	城東水防倉庫	城東5丁目423-1（ダイヤパレス甲府城東 南）	10.6	高倉川	〃
8	中道水防倉庫	下向山町1523（旧中道支所敷地内）	61.9	滝戸川	〃
9	上九一色水防倉庫	古関町3427（上九一色出張所対岸）	67.9	芦川	〃

8. ごみ、し尿処理施設等一覧

1 し尿処理施設

設置主体	施設名	施設所在地	電話番号	処理規模 (kl/日)	汚泥の 処理	運転開始年月
中巨摩地区広域事務組合	中巨摩地区広域事務組合衛生センター	中央市乙黒1083-3	055-273-4167	85	焼却	H6. 3

2 埋立処分地施設

設置主体	処理能力		処理方式		埋立完了年度	施設所在地
	埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立 方式	浸出水 処理方式		
甲府市	76,200m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気 性埋立	接触ばっ気法	H7.3	小曲町1024-7
甲府市	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気 性埋立	回転円板	H14.6	増坪町710-3
甲府市	58,800m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気 性埋立	高度処理(活性炭吸 着、キレート吸着)	H22.3	西高橋町383

3 ごみ焼却施設

設置主体	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
施設名	甲府・峡東クリーンセンター エネルギー棟
施設所在地	笛吹市境川町寺尾1440-1
施設規模 (t/日)	369 (123 t /日×3炉)
炉形式	ガス化溶融炉
燃焼形式	流動床
備考	蒸気タービン発電 (最大8,050kw)

4 粗大ごみ処理施設

設置主体	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
施設名	甲府・峡東クリーンセンター リサイクル棟
施設所在地	笛吹市境川町寺尾1440-1
施設規模 (t/日)	(破碎) 36・(選別) 31・(貯蔵) 22
備考	

5 災害廃棄物(がれき)等の仮置場

設置主体	施設名	施設所在地
甲府市	甲府市一般廃棄物最終処分場	小曲町1024-7
甲府市	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場	増坪町710-3
甲府市	甲府市焼却灰処分場	西高橋町383
甲府市	下飯田防災拠点	下飯田一丁目